

第七十五回国会 大蔵委員会 議 録 第十八号

昭和五十年三月十八日(火曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 上村千一郎君

理事 伊藤宗一郎君

理事 村山 達雄君

理事 山本 幸雄君

理事 山田 耻目君

理事 越智 伊平君

理事 奥田 敬和君

理事 鴨田 宗一君

理事 塩谷 一夫君

理事 坊 秀男君

理事 毛利 松平君

理事 広瀬 秀吉君

理事 村山 喜一君

理事 横路 孝弘君

理事 小林 政子君

理事 広沢 直樹君

理事 竹本 孫一君

出席政府委員

大蔵政務次官 森 美秀君

大蔵省主税局長 中橋敬次郎君

国税庁直税部長 横井 正美君

委員外の出席者

環境庁大気保全 局長 小林 育夫君

大蔵省銀行局 局長 宮本 保孝君

大蔵省銀行局特 別金融課長 岡崎 洋君

通商産業省機械 情報産業局自動 車課長 富永 孝雄君

運輸省自動車局 整備部公害防止 課長 北川 清君

大蔵委員会調査 室長 末松 経正君

本日の会議に付した案件

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第 七号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第 八号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣 提出第二二号)

○上村委員長 これより会議を開きます。

所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の 一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部 を改正する法律案の各案を一括して議題とし、質 疑を続行いたします。横路孝弘君。

○横路委員 私は、五十一年度の乗用自動車排出 ガス規制に伴う税制措置、この問題にしばってお 尋ねをしていきたいと思いますが、具体的な内容 の議論をする前に、少し通産省、運輸省、環境庁 の方からいろいろとお尋ねしたいと思ひます。

時間が余りないようなので、少しはしりまし て、まず第一にお伺いしたいのは、いままでの自 動車の排気ガスの規制と自動車の生産の関係なん ですけれども、四十八年度規制車というのは、こ との十一月の末まで、四月以降新車は無理に しても、継続生産できるといふことになりました。 それから、五十年規制については四月一日か ら、そして継続車については五十二年の二月の末 までということになっているわけですね。それ以 後は五十二年規制ということになるわけですが、 そこで初めに、五十年度の規制適合車は四十九年 度においてどのくらい生産されていますか。

○富永説明員 お答え申し上げます。

五十年度の規制適合車が四十九年度上期にお きまして優遇税制の対象となつたわけでございま す。その台数は三万六千三百二十二台というこ とになっております。

○横路委員 九月以後も含めて四十九年の一月か ら十二月までということになると、どのくらいに なりますか。

○富永説明員 九月以降の数字につきましては見 通しの数字しかまだないのでございますが、ほぼ 同じ程度の台数、四万台程度の数字ではなからう かと思われま。

○横路委員 それはメーカー別に言うとうどういう ことになっておりますか。

○富永説明員 お答え申し上げます。

メーカー別に見ますと、先ほどお答え申し上げ ました四十九年度上期につきましては、東洋工 業の車、これが二万三千八百台、本田技研工業の 車、これが一万二千五百台、三菱自動車工業の車、 これが二十二台ということが販売の実績でござい ます。

○横路委員 本田、東洋、三菱ということになる わけですね。

そこで、今度の五十年度四月以降でよろしいで すけれども、全体の自動車の生産計画がどうなっ ているか、そのうち乗用車は大体どのようになっ ているか、この辺のところはいかがですか。

○富永説明員 五十年度の生産計画につきましては、 現在いろいろな要素を考慮いたしまして検討 している段階でございますが、ごく大ざっぱな感 触を申し上げますと、ほぼ四十九年度の生産台数 と同じ程度の規模になるのではないかとと思われま す。

入っておりますので、それを合わせますと六百五 十万台程度ではなからうかというのが現在の感 触でございます。

○横路委員 そのうち乗用車はどのくらいです か。

○富永説明員 乗用車の内示について申し上げま すと、恐らく二百三十万台前後ではなからうか。 これは現在の感触でございますので、数字の若干 の出入りはお許しいただきたいのでございま す。その程度ではないかと思われま。

○横路委員 そこで、乗用車のうち五十年度に生 産される車について、四十八年度規制適合車、五 十年度規制適合車、それから五十二年を達成して 五十二年規制適合車というのは、大体どの程度の 生産の割合になりますか。

○富永説明員 お答え申し上げます。

四十八年度規制適合車は、先ほど先生御指摘の ございましたように、五十年の十一月三十日まで は生産が可能なわけでございますが、四月から十 一月までの間におきまして極力速やかに五十年規 制車に切りかえるということ、現在それぞれ各 社とも計画が進められているということでござい ますが、ごく大ざっぱに申し上げますと、五十年 度の十二月から三月までの四ヶ月間は、これは全 部五十年規制車ということになるわけでございます。 もし生産の規模が同じということでございます いますれば、全体の生産の中で三分の一の規模を 占めるであろう、これが五十年規制車の数字でござい ます。

しかしながら、もちろん四月から十一月末まで に五十年規制車が出ていくわけでございます。す ので、大体の感触を申し上げますと、全体で半分く らいが恐らく五十年規制車となるのではないかと いうのが現在の感触でございます。

○横路委員 半分が五十年規制車になるといふのは、ことしの四月から来年の三月までの一年間の生産全体をとった場合にそうなるというわけですか。

○富永説明員 現在の見通しといたしましてはそういう感じでございますが、四月以降の生産の切りかえ、これは運輸省の方におかれまして審査が済み次第、逐次切りかえが進んでいくということでございますので、四月以降の生産の具体的な計画につきましても、それぞれの車につきましても審査が終り次第明らかになるという状況でございます。いまして、個々の車種につきましても細かい数字は現在持っていないわけでございます。大体の感触を申し上げているわけでございます。

○横路委員 大体の感触でということなんです、皆さんの方でも各メーカーの四月以降の生産計画についてはちゃんと把握してありますか、御存じになつていますか、各メーカーの来年三月までの生産計画。

○富永説明員 お答え申し上げます。

通産省におきまして生産計画を各社からとるといふ場合は、従来までは主として景気の動向といふますか生産の動向をとらえるということで、車種別に細かい数字をとっているわけではございませんで、せいぜい乗用車あるいはトラック別ということとでとっているわけでございます。

それから、いわゆる生産計画と申しますのは、非常に間際になりませんと明らかにならない性質のものでございまして、せいぜい三四月頃というものをめどにいたしまして、それぞれの状況を明らかにするといふことをいたしているわけでございます。

○横路委員 いま議論しているのは、排気ガスの規制適合車の問題を議論しているわけですよ。いまの状況で、特にことしの場合は四十八年規制、五十年規制、五十二年規制とあるわけでしょう。これから五十二年規制の税金について議論するわけですよ。そうすると、それが一体どういう状況で市場に出てくるのかということをはきちゃんと押さ

えておかなかつたら議論にならないわけでしょう。環境庁の方はどうですか。押さえていますか、その辺のところは。

○小林説明員 生産計画については把握いたしております。

○横路委員 そうしたら、これまで議論が横に行つてしまふから指摘だけしておきますけれども、排気ガスの総量が、たとえばNOxでどうなっているのか、今回の措置でどの程度各規制によつて空がきれいになるのか、NOxの量が減るのかという計算ができないじゃありませんか。皆さんの方で一応計算して出しているでしょう。たとえば今年度なら今年度、四十八年規制の適合車はどのくらい、五十年度はどのくらい、五十二年度はどのくらいという計算をやらなかつたら、そんなものはできぬでしょう。

後で時間があれば議論しますけれども、運輸省の方はどうですか、把握してありますか、四十八年度規制適合車、五十年年度、五十二年年度、ことし一体どうなるか、四月から来年三月まで。

○北川説明員 お答えいたします。

運輸省といたしましては、公害基準に適合するかどうかのチェックをする官庁でございますので、私どもの審査を受ける予定というふうなものについての業務計画の状況を聞いておるといふ段階でございまして、先生御指摘のように、全体の生産計画ということになりますと、生産所官庁の方で把握し、それを伺つておるといふ状況でございます。

○横路委員 私の方でも自工会の方の資料を見ますと、各メーカーのものをいろいろ集めてある表なんですけれども、ともかくトヨタにしても日産にしても、九月、十月、十一月に生産が集中しているのです。十二月以降はがたっと落ちていくのです。九月、十月、十一月で二十万台です。十二月以降になると、十五万台から十六万台に落ちるという一応の計画になっているのです。これは一月段階ですけれども、そこをききちゃんと掌握しないで感覚で五〇％なんと言つたつて、一体

これでもってトヨタ、日産という大手の——これはいまシェアは二つ合わせれば大変なものです。シェアで五〇％になんかなりつこないじゃありませんか。九月、十月、十一月の各メーカーの生産計画をばらばらに、ここに集中しているのですから、五十年四月から来年三月までの生産の計画というのは、皆さんはメーカーの方からその数字を取り寄せてちゃんと把握していないじゃないですか。どうなんですか。

○富永説明員 お答え申し上げます。

五十年年度規制適合車の生産計画につきましては、先ほどお答え申し上げましたように、運輸省で五十年年度規制適合車として認定を受けた後に、生産の立ち上がりとなりますが、生産が開始されるわけでございます。その時点で、個々の車種別の数字につきましては把握できるといふことでございまして、見込みが把握できるといふことでございまして。

○横路委員 いや、たとえばトヨタなんかはことし二百二十万台生産だと言っているわけですよ。去年より五％増だと言っているわけでしょう、トヨタ自販の社長が。そうすると、その二百二十万台というのはどういう中身なのかというところが問題になるわけですよ。特に乗用車の部分については、どういう中身なのかということが問題になるわけでしょう。そして、一応トヨタの方の計画を見ると、九月、十月、十一月、つまりその辺に生産を集中させて、その後はかなり落ちていくのです。

そうすると、先ほど生産規模が一緒だったら大体五〇％というお話だったのですけれども、それだったら全くの推察にしかすぎないんで、現実にはメーカーがどう考えているのかということをやはりききと押さえないと、たいていけんけんいけんいじゃないですか。だから、そこを皆さんの方で、個別にどういふ生産計画なのかということをやはり業界からききと資料をとる、その上で指導する点は指導するといふことにしないと、形だけつくろつたつてだめなんです。あなたの方で、き

のう、駆け込み生産といふことを少し規制しなさい、自粛しなさいといふ何か通達を出したようですけれども、それだったら何も実態を把握しないで出していることになるんじゃないやありませんか。

だから、その計画を——特に問題はトヨタ、日産なんです。このトヨタ、日産について私の方で持っている資料によれば、九月、十月、十一月のところに生産が集中しているのです。そうすると、そういう体制をとらなければだめでしょう、車の生産の方もそれに対する人の手当てから何から全部。トヨタや日産の方でそういう体制をとっているのです。あなたの方でまず、どういう生産計画になっているのか、これはやはりききと前提としてその実情を把握しなければならぬ。

これは環境庁だって同じですよ。一体こういう一連の規制によってNOxなりCOなりどういふぐあいに減っていくのかといふことは、大気汚染に対する自動車の寄与率といふのは高いのですから、その辺のところを全然わけてわからないで、一体どういふぐあいに推移していくかといふのはわからないじゃないやありませんか。どうですか。

これは官庁としては通産省が責任官庁ですから、通産省の方で各メーカーに対して、どういう計画を持っているかききと出させて把握するといふことにしたいだききたいと思つております。それでなければ、後で指摘しますけれども、いま大変な駆け込み生産体制になっているわけですから、その点はどうですか。

○富永説明員 通産省といたしましては、三月の十四日付をもちまして機械情報産業局長名の通達を各メーカーに出しまして、五十年年度及び五十二年年度自動車排出ガス規制に伴う乗用車の生産につきましても、規制適合車への早期の生産の切りかえ、さらに切りかえ後におきましての規制非適合車の生産の自粛、さらに生産の切りかえ以前の規制非適合車につきましても生産の増加ということとは、これは規制の趣旨に反するので慎むようにという趣旨の通達を出しているわけでございますが、五十年規制適合車の運輸省におきます審査の済み次

第生産が始まるわけでございますが、その段階におきまして個別の車種の生産計画につきましては十分チェックしていきたいというふうに考えております。

○横路委員 実態を把握しないでこんな通達出したって意味ないじゃないですか。あなたの方で各メーカーがどういう生産計画かわからないで駆け込み生産を自粛しろと、何も資料に基づいてやったことにならぬじゃないですか。ちょっと質問していることに答えてもらいたいと思います。いいですか。

それそれもういまから計画を立ててやらなければ間に合わないでしょう。いまからそれぞれ計画を持っていくのですよ。だから、その持っている計画をあなたの方できちんとまず掌握しないとい。そしてそれは環境庁の方にもその資料を提出して、そして全体として、たとえばこの規制でもって総量がどうなっていくのかということでもなかったら、肝心の公害の方の議論なんてできないわけですよ。そうでしょう。だから、それをやってくださいよ。どうですか、通産省。

○富永説明員 審査につきましては運輸省において行われております……（横路委員「審査の問題じゃなくて、生産計画を掌握しなさいと言っているのですよ」と呼ぶ）

生産の車種別の細かい計画につきましては、審査が終わる次第、生産の立ち上がりの段階で把握するといふふうにしたいと思っております。

○横路委員 同じ答弁を繰り返したって……

ちよっと問答している時間がないので残念なだけけれども、要するに、それは運輸省の方の審査があれからと言いが、ただ、そのことはもう計算の中に入れて体制をとっているわけですよ。そうでしょう。だからきちんと各メーカーごとに、自動車のことしの四月から来年三月までという生産をするのかというのが出てくるから、トヨタの社長のように二百二十万台とか数字が出てくるわけでしょう。各メーカー、みんなそうですよ。だから、それをメーカーに提出したらどう

ですか、ことしの四月から来年三月までの自動車の生産計画。そしてそのうちのどれが四十八年規制適合車、どれが五十年規制適合車、どれが五十年規制適合車、その資料をあなたの方できちんと、そういう形で掌握しなさいよ。それで、できれば報告してもらいたいと思うのです。よろしいですか。

○富永説明員 現在、大体四半期ごとに生産の計画をとっており、また、繰り返してまいりたいと思っておりますが、ただ、繰り返しになりますけれども、個々の非常に細かい車種別の段階での区別という点になりますと、なかなか具体的に把握したい点もございまして、一部はやはり見込みないしは感触といったようなことになろうかと思われましてございまして。

○横路委員 だから、その感触というのは当てにならぬと言っているのですよ。九月から十月、十一月というところに生産が集中しているのです。だから、そのならした生産でもって、十二月以降はこれは四十八年度規制適合車というのはいまだからというところで五〇％なんという数字を言われるけれども、実際はそんな数字は出てこないのですよ。

環境庁の方ではどのように把握しておりますか。五十年規制適合車というのはこの四月から来年三月ぐらいまでの間に全体の自動車生産のうちに乗用車の大体何％ぐらい出てくるというように見えていますか。

○小林説明員 私どもが自動車の新車の台数を想定するというのは、排出量を計算する場合に用いるわけでございますけれども、これにつきましては一定の仮定を設けまして試算を出しております。実際の個々のその時点における生産量というものを把握してやっております。五十年で一体どの程度の規制適合車が出るかということはつまびらかにいたしております。

○横路委員 全くだいぶんなんですね。

五〇％と言ったら百万台くらいでしょう。百万台という計算なんか自工会だとしていないですよ。見ているのはその半分以上じゃないですか。ただ、掌握していないところを相手に議論してもしょうがないんですけれども、通産省の先ほどの答弁、その意向に沿うようにやるということ、それをちゃんと約束していただきたいと思っております。

そこで、ともかく最近のトヨタ、日産の車の販売はすごいんですよ。これは去年の七月に出された「カー・アンド・レジャー」という何かあまりよくわけのわからない新聞なんです、いまトヨタがこういふ新聞を二百万部ほど買上げて各販売店へ全部おろして、セールスマンがこの新聞を持って売って歩いているわけですよ。

そこに無鉛化の問題を一応表に出しながら、その中でどういふことをセールスポイントとしているか、セールスマンがどういふことを言っているかというところ、この際思い切った新車に代替する手もある。「幸いに……」といったら此れられるかも知れないが、現在新車に代替しておけば無鉛化問題はすべて解消される上に、性能低下、燃費の増大、コストアップなどが予想される五十年規制はフリーパスだ。また今、中古車市場はタマ不足だから代替を希望すると、予想以上の価格で下取りしてくれろ」ということで「三拍子そろって買い得」という、そんなことを書いてある新聞を持って、まさかトヨタが自分でもってそんなものをくって配るわけにはいかぬから、こういうのを買い上げてセールスマンが持って歩いて販売しているのですよ。いまのセールスポイントは何になっているのかというところ、低公害車が出てくると、つまり規制が厳しくなると車が値上がりをする。したがって高くつく買い物だから、いまが買いいかえどきだと言っているのですよ。

トヨタの方はともかくシエラ五〇％確立に邁進をするというように、自販の社長みずからディーラーにそういう機を飛ばして、去年は一二四作戦だとか二五作戦、三〇作戦だとか言って、すさまじい販売をやったわけです。去年十二月の実績で

乗用車のシエラが四八・六％になっていますね。規制が厳しくなると高くなる、いまのうちに買い得だと言ってどんどん売っている、こういう販売の実態について、皆さんの方で掌握されているのかどうか。それについて通産省としてどう考えているのか。どうですか。

○富永説明員 お答え申し上げます。

いま先生からトヨタ自動車工業株式会社の販売のシエラが非常に上がっているではないかという御指摘でございますが、数字で申し上げますと、四十七年のトヨタの販売のシエラは三一・一％でございます。四十八年が三一・六％、四十九年が三三・一％ということで、確かにシエラの若干の上昇がございまして、車を売る段階におきましても先生の御指摘のような宣伝をして売っておるといふようなことがありましたら、十分注意をして販売活動をするようにという趣旨の指導をやつていきたいと考えております。

昨年の秋に、トヨタの販売シエラが非常に高まったという時期におきまして、私も現実にそういふ指導をしたこともございまして。

○横路委員 環境庁の方、いまこういう宣伝が大に行われて、生産体制も強化され、販売体制も物すごく促進されているということについて、環境庁の立場からどういふうまいにお考えでしょうか。

○小林説明員 車の販売が非常に熾烈であるといふこと、御指摘のとおりだと思います。私どもの立場といたしましては、やはり低公害車を早く普及させたいという立場でございますので、そういう意味におきましては、そういう低公害車でない車、高い公害の車を販売するといふことはあまり好ましいことではない、そういうふうに考えております。

○横路委員 ダンピングも物すごくいいですね。トヨタオート島根ではチラシを配って、お早い者勝ち、十五万円値引きといったような——新車です。いいですか、十五万円値引きですよ。いま十万という

のはざらです、トヨタ、日産については。

いま一つ裁判があるので、すけれども、一宮で名古屋のトヨタとを相手にしている。これは、隣の人々が訴えた人よりも一カ月ぐらゐ後に買ったので、すね。後に買った方が二十万値引きだったのですよ、同じ車を買って。そこでけしからぬと言っています裁判になっていますけれども、こっちの方は二十万です、値引きが。業界の内部でも大分対立があるようですけれども、そういう値引き販売の実態についてはどうですか。

○富永説明員 お答え申し上げます。

先生御指摘の、値引きの実態が非常に度を越しているのではないかと、いう点でございますが、この点につきましては、自動車業界で組織しております公正取引協議会というものがございまして、そこにおきましてリベットの事情あるいは実際の販売価格、メーカーの出し値、あるいは小売価格がどうなっているかという点につきまして、現在、実態を調査しようという段階になっております。ただ、新聞等に出ております個々の値引き、たとえば二十万あるいは三十万という数字がそのまゝ販売の全体の状況というわけにはなかなかいえないのではないかと、いうふうに考えております。

○横路委員 それはだから人によって安くしたり下取りで見たり、いろいろあると思ひますよ。しかし、そういうことが販売促進の方法としてとられている、しかも公害車について。そこをやはりきちんと掌握して指導する。これは環境庁と相談して、そういうような業界の実態を皆さんの方で掌握されて、そしてきちんとした指導をする。よろしいですか。

○富永説明員 お答え申し上げます。

販売の実態につきまして、先ほどお答え申し上げました実態調査等の結果も踏まえまして、十分御題目に沿うように指導してまいりたいと考えております。

○横路委員 それはどういう指導をしたか、後でちよつと報告をしていただきたいと思ひます。

ともかく見ておきますと、トヨタにしても日産にしても、非常に甘く考えているのです。どうせ政府は自分たちの言うようになるだろう、こういう甘い考えがあるのです。だから、去年モデルチェンジをした例ですが、これは通産省の自動車課の自動車関係資料四十九年十二月二十日というのによりますと、たとえばトヨタではカローラ、クラウン、日産でチェリーについて、これはフルモデルチェンジですね。フルモデルチェンジしたものが排気ガスについて運輸省の方の型式指定を受けたときの数字はどうかというところ、大体モデルチェンジしているのは四十九年の九月、十月です。それから、五十年規制に適合した形でやるなら話はわかります。そうじゃなくて、全然適合しない四十八年規制のままでこういうモデルチェンジを行っている。

これは去年の参議院の予算委員会でも議論があったところなんですけれども、あのとき皆さんの方では、自衛を求めるといふ御答弁がたしかあった。ところが、実際には去年の九月、十月の段階でも、これは数値があまりすけれども、クラウンで言えば、たとえばNOxは一・九三です。COが一・三〇八、HCが二・一九というふうな車が堂々とモデルチェンジされている。まさにリードタイムを見て、そこに向けて生産を集中している。販売の方もそうですよ、だからトヨタの方はカローラを中心にとったわけですから。だから、皆さんの方で自衛を求めるといふ言いながら、全然そんなことになっていないじゃありませんか。いかがですか。

○富永説明員 お答え申し上げます。

モデルチェンジの自衛につきまして、先生御指摘のように、昨年の五月に私どもの機械情報産業局長名で通達を出しまして、不急不要のモデルチェンジというものについて自衛を求めたわけでございます。ただその際、モデルチェンジの重点といたしまして、公害、安全対策というものを重点に行うべきであるという指摘をしたわけでございます。

御指摘のトヨタのカローラの例、あるいは去年の秋に行われましたクラウン等の例でございますが、その際のモデルチェンジは、これは将来、五十年になりまして五十年規制適合車に合致したエンジン搭載するといふ前提で、エンジンルームあるいは触媒装置等を装着しますために床を上げる、そういったモデルチェンジをしたわけでございます。まして、五十年対策のための準備という意味でのボデーのモデルチェンジということでは行っておるわけでございます。

○横路委員 問題はCOとHCとNOxの量なんです。それが五十年規制どころか四十八年規制です。COなんかの場合だったらかなり厳しいあれですよ、一・三〇八ですから。結局メーカーの方はリードタイムを見て、トヨタにしても日産にしても猛烈な販売をやる、そのためのモデルチェンジも行う。しかし、ほかの東洋なり何なりというのはいくらでも、たとえばマツダのカペラロータリーなんというのは運輸省の方の型式指定のときにはNOxで〇・三ですよ、そういうやつをやはり努力してやっているわけでしょう。こういうのが本来のモデルチェンジなんです、確かにそういう、改善したというふうなトヨタの方の発表はありました。あったけれども、現実に排気量の量から見るとこれはまさに四十八年規制そのものなわけですよ。しかも五十年規制が始まるというところを承知しておいてこういうふうなモデルチェンジを、皆さんの方でいまのお話だと認めたようでありますけれども、まことに残念なことだということに思ひます。

それで、皆さんの方で通達を出したということなんですけれども、通達を出して、先ほどのたとえば駆け込み生産の問題だつて、やはりきちんと先ほど言った生産計画をつかまえるといふこと、それから販売の実態をつかまえる、そして低公害車を普及していく、公害車を抑えるという観点に立った指導というものを、通達の出しつ放しじやなくて、きちんと後々事実を掌握しながらちよつと進めていってほしいといふように思ひます。

のです。

そこで、時間がないので運輸省、通産省の方にお尋ねしますが、五十年規制適合車、低公害車についての生産計画、それぞれメーカーから皆さんの方で資料を取り寄せたようであります。五十年規制適合車は各メーカーごとというところになっているか、いつ完成するのか、そして今年末ではどの程度、来年度、五十年年度末ではどの程度、そして最終の見通しは大体どのぐらいというあたりをひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○北川説明員 お答えいたします。

五十年規制適合車の生産状況、こういうことになりましたと、先ほど来通産省の方から先生の御質問に対してお答え申し上げておりますように、現在のところ五十年の状況がどうであるのかということが詰められておる段階でございます。五十年年度はそれを踏まえた上において出されるということでございます。

それで、そういう具体的な正確な生産計画というふうなものは、残念ながら私どもとしては把握できておらないわけでございまして、全体的な五十年規制を実施する場合におきまして、生産を一生懸命やって基準に合う車を出すとする、いわゆるリードタイム、これがどのくらいかかるのかといふことについて、五十年年度規制実施を決める前に参考資料としてとつたこともございますけれども、これらにつきましてはその基礎となるものがまだ決まっておらない段階のものでございまして、それについてどうだと申し上げるわけにはまいらない状態でございます。

ただ、五十年規制を早く出していくということにおいて計画が煮詰まっておるメーカー、五十年規制を先取りしたメーカー、これはトップを切っておるところはすでに二年前に五十年規制車を出しておるわけでございます。その二年間の技術とか安全性、信頼性を踏まえまして今回の五十年規制車に適合するものをどう出していか。これは五十年年度に五十年規制を先取りして

出すというメーカーにおいては、そこら辺の計画は非常に具体性を帯びてきておるといことが言えるわけでございます。

○横路委員 自工会の方で運輸大臣や通産大臣あての陳情書がありますね。「昭和五十一年度自動車排出ガス規制に関する要望について」、これで見ても、これは業界の主張ですけれども、五十二年の十月でようやく九四％ということになっていきますね。東洋工業、本田、三菱といういわゆる低公害車の非常に進んだところでは、大体こしじゅうにもうかなり、過半数を超える車が五十二年規制適合車になるのじゃないですか、どうですか。

○北川説明員 お答えいたします。

五十年前に先行して五十一年度規制基準に適合した車を生産していくという関係につきましましては、これから私どもの方に基準に適合しておるかどうかの申請が参りまして、その基準値に適合するということになれば五十年前にある程度のもので出てくるということでございます。五十年前にすべてが基準に適合するものが出るというわけにはまいらないわけでございます。五十年前に入ってある程度の期間がたたないと、いま御指摘の会社におきましても、基準に適合したものをすべて出していくというわけにはいかない状況であると思っております。

もちろん個別の会社によりましては、一部において、そこら辺についての計画を進めているところもあるわけですが、全般的傾向といたしまして、五十一年度で五十一年規制に適合するものを出していく、これが主流になっておりまして、実は、先般の五十一年規制の実施時期ということにおきましても、新車については五十一年四月、継続生産車についても可能な限り早く実施したいわけでございますけれども、そういう車が出てこない、こういうことで、全体のものは出るというわけではないのでありますが、ある程度の需要に合うだけ出るのを少なくとも五十一年度中にと規定すべきであるということから、継続車としては五十二年の三月、こういうことにな

なったわけございまして、それまでには相当数のものが出るよう計画が進められるということでございます。

○横路委員 わかり切ったことかどうかでもいいですよ。問題は、この間三菱も発表しましたけれども、五十年規制を通過して五十二年規制でやろうというわけでしょう。それは今回の規制のこともありますよ。そうでしょう。そうしてそれぞれメーカーがやはり計画を持っていますわけですよ。いままで新聞で発表されたやつを見ても、こしじゅうに大体五〇％を超えて六〇％ぐらいまでいくというメーカーだってあるわけでしょう、自分たちの車の生産の六〇％まではもう五十年規制適合車でいく。すでに皆さんの方でも型式指定した東洋工業なり本田なりのいろいろな車の中で、もう五十年規制に合格している車だつてあるでしょう。物すごく差が開いているのですよ。トヨタ、日産のようにシェアが大きいけれどもおくられているところと、小さいけれども非常に先行しているところとの差があるのです。

大体いつごろまでに一〇〇％になるのかということ、リードタイムを決めるための資料と称して各メーカーから皆さんの方に資料を出したでしょう。トヨタなんかの場合は、皆さんに対しては五十年の十二月末で大体一〇〇％程度だと言っているでしょう。違いますか。

○北川説明員 お答えいたします。トヨタなどにおいて五十年十二月末において約一〇〇％程度、というのは、基準をつくるその前にございましてそういうような対応しか、生産準備と申しますか、適合車の生産という段取りがでないという話を聞いたあれはございまして、現時点におきましては、基準が出ましてそれに対応いたしました対応策をしておるのではないかと、こういうふうに思っておりますし、少しでも早く基準に適合するものを、ある程度の需要があるわけでございますから、それに対応して出していくということが必要であり、私どももそういうものが出てく

ることを期待しておるという状況でございます。

(委員長退席、山本(幸雄)委員長代理着席)

○横路委員 そうなんです。トヨタにしても日産にしても、皆さんの方に出している資料なんというのにはふざけたものでありまして、五十年の末になって一〇％ぐらい、そして五十二年の大体六月ぐらいでもってようやく五〇％ぐらいになるというふうな資料を皆さんの方に出して、皆さんはそれを参考にして今度の規制措置を決めたわけでしょう、告示を出したわけでしょう。全くでたらめなんです。実際にトヨタなんかどういうことを言っているかと言いますと、アメリカの七五年規制の輸出等との関係から言えば、やる気になつてやればできるのです。だから、こういうメーカーの資料を皆さんの方でのみにしないできちんとやっつけていかないと、もうトヨタとか日産に完全になめられていくということを私は言わざるを得ないと思うのです。

今度の規制でNOxの総量がどうなるかというふうな議論をしようと思いましたが、肝心の規制の方の議論ができなくなりましたから、悪いけれどももう少しおつてもらつて、今度はちょっと大蔵省の方と議論をしていきたいというように思うわけですね。

今度の規制措置、どの程度の軽減になりますか。たとえば九十万円ぐらいの小売り規模の小型乗用車の場合。

○中橋政府委員 小売価格九十万円でございますと、蔵出し価格は六十万円ぐらいと考へまして、物品税で減税額は二万三千円になる予定でございます。自動車取得税は一万九千円ぐらい軽減になります予定でございます。

○横路委員 一万八千円ぐらいだと思ひますが、それでは、五十年規制適合車のコストアップは大体どのぐらいというふうに通産省の方では見えていますか。

○富永説明員 五十年規制適合車につきましましては、まだ実際市場に出ていないわけでございます

ので、実際のコストがどの程度であるかということにつきましましては、個々のケースにつきましまして具体的に明らかにするのはむづかしいでございますけれども、私どもの感触を申し上げさせていただきます。五十年規制適合車が四十八年規制適合車に比べて上昇いたしましたコストアップ分、これはほぼ半分程度ではなからうかというのが私どもの感触でございます。

○横路委員 すると、従来たとえば九十万円ぐらいの車だと、どのぐらいになりますか。産構審の答申を見ると、一〇％から一五％ぐらいコストアップというふうに出ていますがね。

○富永説明員 恐らく九十万円という先生御指摘の車でございますと、ほぼ三万円前後ではないかというのが感触でございます。

○横路委員 そうすると、産構審の方のあの資料はでたらめですか。

○富永説明員 産業構造審議会の自動車分科会の報告書の中で取り上げておりましたのは、五十年規制適合車の四十八年規制適合車に対するアップ分ということではないかと思ひます。私いま手元に持っておりますが、多分そういうことであらうと承知しております。

○横路委員 あの産構審では五十年規制なんか全然問題になっていないのですよ。もっぱら五十年規制の問題を議論しておつて、コストアップがどのくらいになるかということ議論しているわけですね。したがって問題は、そのどこからどこへというのを別にして、五十年規制に向けてどのくらいのコストアップになるかという数字として一〇％から一五％ぐらい、皆さんその資料をそのまま中公費の方に出示しております。そこから資料を引用されて、あなたがしゃべつて資料をつくつて持っていくって、前に国会で問題になったあの資料の中にその一〇ないし一五というのが入っていますよ。

そこで、先ほどお話ししたように、つまりいまの車の販売から言つて、先ほど富永さんの御答弁だと、何か三十万値引きしているものもあるやうで

ありますけれども、十万から十五万ぐらいいま値引きしてどんどん売られているわけですよ。そうすると、今回のこの程度の税制措置で、どの程度低公害車に対する誘導効果というのがありますか。

○中橋政府委員 値引きをせられておりまして、物品税につきましては蔵出し価格に對しますものから、先ほど申した数字が参ります。自動車取得税は確かに現実に売られる小売価格に對しましての税負担でございますから、若干この金額が変わってくるかと思ひます。

そこで、今回の税制が一体どの程度の誘導効果を持つのかという点は見方として非常にむずかしいところがございますが、まずは、先ほど通産省からお話のございましたようなコストアップとの関係がございまして、しかし、私どもとしましては、税金でございまして完全にコストアップを賄うということもまた必要のないではないかという気がいたすわけでございまして、税制でいろいろ誘導効果を考えるとしても、私どもはいま講じようとしておりますいわゆる取得課税の問題と、今後検討してまいらなければなりません保有課税と両方兼ね合わせまして、低公害車への誘導というのをできるだけ促進したいというふうに考えております。

○横路委員 五十年規制適合車に對して今回と同じような措置がとられましたね、これが適用になったのはどれくらいですか。四十八年度、四十九年度、四十八年の四月から四十九年の三月三十一日まで、物品税四分の一、取得税二%、それから四月一日から九月三十日までが物品税八分の一、自動車取得税一%、これを適用した車というのはどのくらいになりますか。

○中橋政府委員 四十八年度におきましては約三万台でございます。それから四十九年の四月から九月までは三万六千台でございます。

○横路委員 全体の乗用車のうちの何%くらいになりますか。

○中橋政府委員 約二%から三%程度になると思

います。

○横路委員 要するにその程度のことなんです。二%程度なんですよ。これで誘導効果は相当上がったというように大蔵省としては判断しているわけですか。

○中橋政府委員 そこは、先ほど申しましたように税制の理屈というのがございまして、やはり高額の資金を投じて自動車を買得るといふ人に対する税金でございまして、公害という点から非常に望ましいという車につきましても、それ相應の負担をしてもらわなければならないということが原則でございまして、しかも五十年、五十一年度規制がだんだん進んでまいりまして、リードタイムということも済んでしまえば、およそ自動車というものはそういうものだけが自動車になるわけでございまして、その負担というものも考へてまいらなければなりません。したがしまして、取得課税におきましてのインセンティブとしましては、おのずと限度があるというふうに私どもは考へております。

○横路委員 今回の税制が出てきたのは、一つは、中公署の方の十二月五日の大気部会自動車公害専門委員会の排出ガス規制についてという報告書の中で、「汚染物質排出量の少ない新車の開発、普及及び使用過程車から新車への代替促進を図るための税制上の措置などについて検討が望まれる」と、まずこれが出てきて、それから、十二月十日に中公署の大気部会長から中公署の方へ報告が出て、その報告の中でも「低公害車の開発と普及を促進するため、汚染物質排出量の多い車と少ない車及び新車と使用過程車との間に充分な格差をもつような税制上の措置」ということになって、中公署の答申の中でも、その三番のところで「低公害車の開発と普及の促進を図り、低公害車の生産者及び使用者が不利となることのないよう税制上の措置を講ずべきである」ということで、五十一年度規制の適合を受ける車については、税制上、窒素酸化物の排出量〇・六グラムを基準としてその上下に十分な格差を設けること、というのが第一点

ですね。それからもう一つは、「大気汚染防止の見地からあわせて汚染物質排出量の多い使用過程車からその少ない新車への代替を促進させるため、税制上、使用過程車と規制適合車との間に充分な格差を設けること」となっていますね。もちろん中公署の今回の暫定措置についてのこの答申そのものが非常に大きな批判を受けたわけですよ。そして、本来中公署として規制措置できちんとしてきところを、自分らでできなかったから、何とか税制の方でやってもらいたいというのがありありと見受けられるわけでありまして。

いすれにしても、ここでとってもらいたいと思は望んでいる点は、二つに分けられるように思うのです。一つは、この最後の中公署の答申の方からいいますと、使用過程車と規制適合車との間の格差はちよつと後にして、ここでは、窒素酸化物の排出量〇・六グラムを基準としてその上下に十分な格差を設けること、となつていますね。それは、本来ならばこの〇・六のものについていろいろ議論があつたわけですよ。議論があつたけれども、中公署としては自動車業界のいろいろな実態から見てやむを得ないというところで、〇・六と〇・八五という二つの基準をつくつた。しかし、〇・二五を目

標にしてずっと進んできているところがある。その進んできているところに対しては優遇措置を本来とるべきじゃないか。それから、それを基準にして高いところについては、おくられているのだから、もうちよつと厳しいのをやるべきじゃないか、つまり〇・六と〇・八五という二つに分けたことについて、その差をつけたというものが、今回のこの税制措置では十分な差ということにはならぬですね。〇・六と〇・八五の点では四月一日からリードタイムのところを若干差をつけているだけで、この中公署で言っているような格差ということにはならないのじゃないかというふうに思ひますけれども、いかがですか。

○中橋政府委員 No.〇・六と〇・八五の問題につきましては、今回御提案申し上げておりますものは、ただいまお話しのように、五十一年度から

差をつけることにいたしております。五十年までは、私どもの考へておきますれば、まだその〇・六なり、〇・八五という規制が現実に始まつていないわけでございまして、したがしまして、今回の税制によりインセンティブとしましては、少なくとも五十年中におきましては同じに扱つて、まだ規制が始まらないうちに五十一年度規制を満たす車ということで同列に扱ひまして、物品税なり自動車取得税につきましてのインセンティブをつけるという態度でございまして。

それで、五十一年度が始まりまして、いよいよ本格的に五十一年度規制が開始しましたときには、先ほど申されましたように、物品税につきましても自動車取得税につきましても、それぞれ〇・六と〇・八五について差をつけておるわけでございまして。

それから、さらにその後で、先ほど申しましたような保有課税として一体どういうふうなことを考へるかというときには、恐らくまたこの〇・六と〇・八五という問題もより強く問題とされるというふうに考へております。

○横路委員 つまり誘導効果をきちんと見るといふことになれば、五十一年度規制新車について適用になるのは五十一年度四月一日からですね、だからその前に開発を進めていったところには、やはり差をつけて優遇措置をとるということですね。四月以降は、この〇・六と〇・八五というのは本来規制を分けるのがおかしいわけでしょう。これは中公署でも言っていますね。規制を分けるのは本来おかしいのだけれども、いろいろな事情からやむを得ないという答申になつていっているわけですよ。そこで税制上では、つまり措置としてはやむを得なかったのだけれども、税の面ではめんどろを見てくれというのが、この中公署の答申の精神だと思ふのですが、そういう精神じゃありませんか、この去年の十二月二十七日の答申のこの点に関する考え方というのは。

○中橋政府委員 確かにそういう精神だと思ひます。ただそれを税制の方から見ますれば、やはり

直接規制と間接規制というものの果たすべき役割が、おのずかあると思います。すべて間接規制に、しかもその間接規制の中で税制にと言われましても、やはり果たす役割りというものが違つておると思います。

そこで、私も、先ほど来申し上げましたように、間接規制としての税制とすれば、五十年までは、中公審の答申においても〇・六に並んで〇・八五というものを許容しましたもので、それから、そういうものについてのいわば規制が始まらない前の車としてのインセンティブをつけますし、いろいろ規制が始まりました五十一年度の四月以降につきましては、それについての差を開始する。しかもその後におきますところの保育課税については、より一層そういう点が重視されるだろうということ、中公審の答申の気持ちも十分そんたくしておるつもりでございます。

○橋路委員　ただ、そういうことには実際としてはならぬのじゃありませんか。つまり五十一年度の四月一日までは、できれば五十年規制というより五十二年規制の車をできるだけ早く開発するようという目的があるわけですね。そうすると、そのための措置を見てやらなければいけない。優遇措置をとることによってそういう誘導効果を上げようというのが今回のこの措置ですね。四月一日から今度はリードタイム終了の六カ月前まではどういう効果を見たいのかという場合に、この中公審で言っているのは、繰り返すようですけれども、〇・六と〇・八五の考え方としては、たとえ〇・六といふのを一つの基準にして、それより高いものについては少し低くてもいいじゃないか、それから、〇・六を達成してかなり進んでいるところについては、その進んでいるということに配慮する措置をとつたらいじやないか。つまり〇・六といふものを基準にして物を考えるという考え方はないかと思うのです。

本来、〇・八五といふのはおかしいのだ、これは中公審の方は非常に率直に認めていますよ。同じ政府のやることなんで、規制の方だって

税制の方だつて一体とした政策として考えれば、片方でできないければ片方でそれをどこかで補う、そして低公害車の方の開発というものをできるだけ促進していく。ということになると、〇・六を基準にして、たとえば四月一日以降もうちょっと差をつけていく。

（山本（幸雄）委員長代理退席、委員長着席）

片方を軽く片方を重くするということだつて十分考え方として成り立つと思うのです。つまり格差をつけるというわけなんです。これだつたら〇・六と〇・八五でほとんど格差がないでしよう。余り大した格差じゃないんじゃないですか。だからそこそこ格差をもう少しつけるといふことを考えるべきじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○中橋政府委員　その点に關しましては、むしろ私もとすれば、中公審がなぜ〇・六と〇・八五という並列を認めたかということでございます。本来〇・六が一番望ましいのであれば、直接規制として〇・六を選ばなければならぬかと思ひますが、やはりそれはいろいろな事情から〇・六も〇・八五も許容されておりますから、税制としますれば、やはりまず第一段階としてインセンティブを考へる場合には、中公審のそれを尊重せざるを得ないということでございます。

それからさらに、私はやはり自動車のいわゆる低公害車への移行という問題を総合的に考えます場合には、保有課税ということが間接規制を促進する上においても非常に有力な手段となると思つております。その場合に、恐らくは〇・六と〇・八五あるいはそれを超えすぎ古い車といふものについて、それぞれの配慮がなされてしかるべきものだといふふうに考えております。

○橋路委員　大蔵省の方でそうやって中公審に対して開き直つて、規制が本来と言つては、それはそうなんです。ただ政府としては、そちらに座つていて皆さんは一体なんですか、そこで政府の方針として決めたわけでしょう。中公審の答申の中

でも、〇・八五というのを決めざるを得なかったといふことについていふ言ひわけしてありますね。だから、片一方の方でだめだつた、では税制の方でもうちょっとそれを促進するような措置をとるかと言つたら、本来きちんとやるべきなのをやらなかつたのが悪いので、われわれの方は間接的な政策にしかすぎないんだから、そこで余り思い切つたことはできませんというところになれば、国民の側に立つてみると、それは官庁のいろいろな仕事のあれはあつたとしても、政府としては一体なわけですから、そのところでそんな議論をしてもらつては本当は困るので、中公審の方がこうだつたら、ではそれを促進するために税制の措置としては中公審が指摘しておる通りにやりましょうということにならなければおかしいのじゃありませんか。

だから、この差から言つて、できるだけ進んでいるところに格差をつけるということになれば、五十一年度の四月一日以前の措置についても差をつけるべきだつたといふように私は思ひます。それから四月一日以降になれば、さき言つたように〇・六を基準にして、これはいわば車としては普通の車といふことになるわけですから、それより高いのはむしろ高公害車といふことになるのでありますから、そこに上下の差をつけるべきではなかつたかといふように思ふのですが、いかがでしょうか。

○中橋政府委員　五十一年度の三月までは〇・六車と〇・八五車とはインセンティブとして同じに扱つておりますが、五十一年度の四月からちょっと差をつけているわけでございます。その差のつけ方が多いか少ないかという御議論はもちろんなると思ひますけれども、私は先ほど来申し上げておりますように、そのリードタイムが終つておりましたら、そのリードタイムが終つておりましたら、〇・六車といひ〇・八五車といひ、自動車としての通常の税負担に耐えてもらわなければならぬわけでございます。

したがいまして、そんなに軽減をつけて、リードタイム終了前六カ月と言ひましても、そのとき

から一挙にまたもとの税負担に便するというのもなかなか問題がございますので、やはり四分の一、八分の一、十分の一という程度でございますので、〇・六車と〇・八五車につきましてもその差といふものもそう大きく開くわけにはまいりません。そこで、税制としてなおそういった問題をあわせて、使用過程車と問題も含めて考えますには、やはり保有課税といふものが非常に大きなウェイトを占めてまいるということには想像にかたくないわけでございますから、その際におきましてはそういった点を十分配慮する。しかもそれを一体いつからどの程度やるかといふことは、今後検討してまいるという予定でございます。

○橋路委員　もう一つ、今回、使用過程車と規制適用車との間の十分な格差を設けるということができなかったのはどういふわけなんですか。この中公審の方の希望としては、そこにも差をつけてくれといふことですよ。

○中橋政府委員　それも橋路委員からおっしゃいますれば政府内部の意思の統一としましての問題でございますが、リードタイムといふのが認められておるわけでございます。古い規制値の車の生産を認めておるという段階を一体税制でどういふふうに判断したらいいかといふことでございます。

したがいまして、これからの保有課税の強化についてはなお今後の問題でございますが、今日そういう措置を明らかにいたさなかつたといふのは、一応あの段階におきましては、五十一年度規制を満たさない車のリードタイムが五十二年の二月末といふことでございますので、そういう具体的な日にちといふのは決まらない段階でございます。またしたけれども、ほゞリードタイムといふのが前回の例に徴しましてもある程度認められるといふことでございますから、そういう五十一年度規制値を満たさないような車の生産を政府として認めておる間はともかく、それを終つてしまつた時点におきましては、いよいよこれは五十一年度規制車とそれからそれを満たさない使用過程車との間に

つきましての保有課税の制度というのは本格的に働き出していいということを考えてわけでございます。

そうしますと、それはほぼ五十二年の始まり前後ではなからうかということでございますから、来国会までに十分そういう問題を議論いたしまして、いかなる保有課税を使うか、その程度についてはどういふような格差をつけたらいいかということ、実は今回具体的な御提案をしないかたわけでございます。

○横路委員 先ほど私の方で少し通産や運輸の方と議論した、つまりいまトヨタや日産は何をセールのポイントにしているのかとすると、ともかくこれは安上がりな車だ、規制が始まったら高くなつて大変だぞ、いまは買得なんだと言つて、十万から十五万くらい値引きをしながらすまじい販売をすつと昨年からやつてきているわけでしょう。そうすると、国民の側からいって、低公害車の方に買いかえをするという場合、それはやはり買うときの値段もあるでしょう、それから使つていくときにどういふあいにく税金が変わるのかという問題があるだろうと思うのです。

それをどういふうにあいにくを見るのかということ、これは非常に問題なんです、自工会の方でもいま何かいろいろ調査しておるらしくて、それによると、一つは、買うときの値段が十五万も差が開いたのではなかなかむずかしいというのと、それから持つていく場合の負担がどれくらいになつたら厳しくなるのか、これはなかなか数字としては出てこないようでありすけれども、いざれにしても、やはりそういう先ほど言ったような実態というのが自動車メーカーの側にあるわけですから、それを野放しにするのではなくて、それに対してある程度規制し得るような措置というのをやほつていかなければいけないのではないかとこのように思うのです。

だから、本来ならば年度の税制措置の中にその辺の方針が明確になっていると、これはメーカーの方の駆け込み増産なんというのはちょっと危な

いぞということになると思うのです。その辺の体制を私は本来ならば今回の措置で本当はとつてもらいたかつたというふうな思ふのです。いまそのリードタイムは認めていながらというお話なんだけれども、そこを基準にして考えたらどうだと思ふのです。ところが、本来ならばこの五十二年規制でいくのだということも基準にして考えれば、リードタイムというのは実は業界に与えた優遇措置なわけでしょう。そうすると、そういう優遇措置を与えたんだから、そのかわり税金の面では少し負担をしてもらいますというのが本来の政策じゃありませんか。

○中橋政府委員 確かにリードタイムが認められておるからと言ひまして、やがて認められないような規制に對策を講じていない車が駆け込みにつくられ、駆け込んで売られるということは望ましいことではないと思つております。その点に關しましては全く同意でございます。したがひまして、私も先ほど申しましたように、保有課税を強化するということを法的に措置しますよりは、かなり早い時期にどういふような方向をとるかということをお政府で決ましまして、一般の消費者にもわかり得るような方法を講じて、早く広くこれを周知徹底する必要があると思つております。

その具体的な内容を実は今日まで議論して決めるという段階に至らなかつたことは残念でございます。すけれども、恐らく政府といたしましては、排出ガスの規制対策協議会というのをごさいます、参事をしましてまだ日にちは浅うございまして、四月以降になりますれば、その問題も急速に議論をいたしまして早く結論を得まして、できるだけ早くこれを消費者あるいは消費者になるような人たちに周知をするということで、その問題についても対処をいたしたいというふうな考へております。

○横路委員 環境庁の方は本来は、先ほどから議論しているように、あなたの方の基準のところまで厳しくすべきだと思ふのですが、いろいろな事情からできなかったということ、環境庁とし

ても税制に期待をしている面がかなり強いんじゃないかというように思ふのですが、いかがですか。

○小林説明員 お答えいたします。確かに先生おっしゃるとおり、私どもの方で直接規制を厳しくやるということが一番いいわけでございます。

それからもう一つは、五十二年規制でございます。すれば、すべての車について五十二年の四月から適用するということを実施できれば、ただいま先御指摘のような諸問題というものはほぼ片がつくわけでございます。ただ、実態といたしましては現実の姿がそのようになっておりませんので、ただいま御指摘のような点がいふ問題があるわけでございます。

税金につきましても、私も確かに期待をしているところが多いわけでございますけれども、やはり先ほど来主税局長から御説明がございましたように、税は税としてのたまたまなり立場というものがございまして、必ずしも私どもの立場とは全面的に一致するといふわけではございません。しかしながら、この取得につきましても私どもも十分御相談をさせていただきまして、私どもは私どもなりに税の立場というものを理解いたしまして、こういう形になつたわけでございます。

○横路委員 いまの厳しい規制車よりも安上がりだからいまのうちに買得だといふのを規制していくといふためには、早く措置を決めて、方針を決めて、そしてそのことを周知徹底させるということが必要だと思ふのです。その時期について、できるだけ早くその方針を決めるといふ点についていかがですか。できるだけ早く決めてもらいたい。

○中橋政府委員 私からお答えするのはいかがかと思ひますけれども、少なくとも税というものをそういう効果をあらしめるように使うためには、おっしゃるとおりだと思ひます。

○横路委員 本日の一番の問題は、ことしの十一月末までですね。つまり四十八年規制適合車がほとんど継続生産されるというこの時期、だからいまメーカーの方は、ともかく生産計画を見て

も九月、十月、十一月というところに相当集中した生産体制をとつていられるわけですよ。だから、本日はそれに対して少しチェック機能を働かせることになれば、本来できるだけ早いうちに、こういうことになるぞ、四十八年規制適合車を持つておると高くなるぞというのを国民の方にわからせるということになれば、相当メーカーに対するチェック機能としての役割りを果たすことになるんじゃないかというように思ふのですけれども、この今回の保有税等の問題については環境庁が中心になつておやりになつていられるのですか。それでは環境庁からちよつとお答えいただきますしうか。

○小林説明員 お答えいたします。

閣僚協議会につきましましては、そもそも話を出しましたのは私どもの方でございますけれども、一応内閣の審議室が主になつてつくつたものでございまして、それで三つのグループに分かれておりますけれども、税制につきましましては審議室長が座長ということ、今後運営されることになっております。

○横路委員 時期は。

○小林説明員 時期については私は承知いたしておりませんけれども、閣僚協議会の下に幹事会というのがございます。これは事務次官の会合でございます。これはすでに一回やつております。その下の局長レベルの会議がございまして、これもすでに一回行われておりますけれども、現在までのところいづつその結論を得るといふことは、私どもまだ待つております。

○横路委員 国民の方は中公審の答申にもみんながつかりましたし、それから今回のこの税制措置についても、新聞の社説そのほかみんな非常に厳しい世論ですね。これで一体本日に低公害車を誘導するということになるのかという意味では、大体みんな批判をしているのです。それは大蔵省も御存じだと思ふのです。

政務次官、そういうようなことで、この保有課税、つまり使用過程車との格差の問題等について

ひとつでできるだけ早く大蔵省としても、いまの場で措置を決めて、ともかくことしの十一月の末まで許されている四十八年規制適合車に向かって生産がいま集中していつていますので、そういうことのないように税制の面からひとつ考えていたいただきたいと思うのですが、いかがですか。

○森美 政府委員 先ほどからの話を聞いておりますと、いわゆる努力をしている企業が損をされているという感じがいたします。ごもっともなことだと思います。この点に關しましては、排出ガス規制関係協議会で至急に結論を出すつもりでありますが、ただいま国会中なもので少しおくれておりますが、御趣旨に沿って努力をするつもりでございます。

○横路委員 そこで、この自動車全体の税制をどうするかという問題、社会的費用とも関連して問題だと思ふのですが、公害健康被害補償法という法律がございますね。ここで公害病患者についてのいろいろな措置が決められているわけですから、その大気汚染という点になると、自動車の寄与率というものは相当高いわけですが、特にNO_x等については、これは東京都の調査そのほかありますが、具体的な事実をここで申し上げるのは時間の関係上控えますけれども、そうすると、やはりその寄与率に従って何らかの費用負担というのをさせるべきではないかというように思うのですけれども、どうですか。これは大蔵省がいいですか。環境庁の方でも結構です。

○小林説明員 先生の御質問は、公害について自動車にも応分の費用負担をさせるべきだという御質問でございます。私、直接の担当でございますけれども、あるいは間違つたことがあるかもしれませんが、現在この健康被害補償の制度におきましては、自動車からも一部費用を取っております。それは重量税の一部を引き当てるということで取っております。

○横路委員 自動車に対する税措置というのものと、ときどきの政治的な状況の中からいふんいろいろとつくられてきているわけですが、基

本的に今回のこの税制との関連で考えますと、この前もちょっと大蔵委員会で議論したのですけれども、従来から外部不経済とみなされて市場メカニズムの外に置かれていた環境汚染にかかわる費用というものをある程度内部化させるための経済的な生産と消費の中に組み込ませるための経済的な効果的な手段というものをやはり考えるべきじゃないか。そうすると、たとえば賦課金を課すなというひとつの方法なんです。賦課金を課す方法として、たとえば自動車そのものを対象にして、自動車の種別ごとにあるいは汚染物質の排出量を勘案する。そうすると、これはかなり細かく、たとえばNO_xについては〇・二なら

〇・二、〇・二五とか〇・三とか、〇・四、〇・五、〇・六というふうな、そういう段階に応じてある程度賦課金を課す。そしてメーカーの方から徴収することにして、出荷台数を調べて、それに掛けてばあんと取つてしまふという税制措置。

これはたとえ五十二年規制適合車にすべてがなつたとしても、従来からの車というのはたくさん走っているわけですから、それこそ四十八年規制適合車前の車から四十八年規制適合車、それから五十年規制適合車、五十二年規制適合車というのが現実には走っているわけですね。走っていることに對してやはりある程度の社会的な費用を負担させるということになると、それはたとえば先ほど言いました公害健康被害補償法をある程度改正することによって、まあ税としては特別なまじりの新しいあれになるのかもしれないけれども、自動車と社会的費用の負担というふうなことを考えた場合に、従来すいぶんいろいろあるのをこれは見直しも必要になつてくると思ふのですけれども、そういうふうな方向も考えられないものかというように思ふのです。自動車税の中

の目的税でいくと、道路財源というふうなことになる、道路の拡大がまた自動車の拡大につながるというふうなサイクルを繰り返しているの、その辺のところをやはり基本的にお答えになつた

らうだろうか。いま私たちが中で議論をしているところなんですけれども、これは大蔵省と環境庁、それぞれ考え方としてどうでしょうか。

○中橋政府委員 その問題は当委員会において、先日、横路委員の御議論にお答え申したという記憶がございますが、確かに申しやうなことに、これまで二十年間道路整備というところでいろいろ自動車関係についての税金問題処理してきましてものを再検討する必要は、私自身はあつてお思います。その萌芽は実は自動車重量税にもあつたと思つておりますが、いまお示しのように、確かに一つ賦課金という方法も可能かとも思ひます。

ただ、その際に、今日のように自動車というものを取得します場合、あるいはこれを保有します場合について、国、地方団体が税金を取つております。それからまた、運行に對応します燃料課税というふうなこともやっております。そういうふうなことも、そのほかにさらに賦課金を取るということのために、いろいろそういうコストが追加されるといふ問題も考へてみなければならぬと思ひます。

それから、いまお話しのように、やはり二千万台とかいう車が動いているのをどういうふうにするかという問題でございますから、賦課金というものを考へます場合には、どうしても取得段階だけではなかなかむずかしいということになりますれば、いろいろ執行面の難易ということも考へ合わせなければならぬと思ひますが、いずれにしましても、今後そういう問題は、自動車を取付するといふ段階もさることでございますけれども、あるいはお示しのような別の方法ということもあわせて検討しなければならぬと思つております。

五十年、五十二年のように規制が厳しくいたされまうと当然コストアップになる、あるいは使用上非常に燃料がかかるというふうなことで、その一部は当然内部化されるわけでございます。しかしながら、高速道路沿道とか何とかでいろいろ問題が起ることもまた事実でございます。こういうものに対しては、賦課金等の手段も当然あるわけでございます。

ただ、自動車の排気ガス公害に關しましては、一つ非常に大きな社会的な費用が問題になります。これはやはり都市部でございます。都市部を運行する車とそれ以外の車をどういうふうに分けをするかということに非常に問題があるかと思ひます。

それからもう一つの点は、実際、現在の税の体系のもので行いますれば非常に徴収が簡単でございますけれども、新しい制度といたしますと、どういふ徴収の手段方法があるかというところに非常に問題が出てくると私も考へております。

私どももそういうことについて全然関心がないわけではございませんで、内部的にはいろいろ議論をしておりますけれども、まだこれといった決め手がないというのが実情でございますので、今後ともそういう点について十分検討してまいりたい、そういうふうな考へております。

○横路委員 問題は、車の総量を規制するのにかしないのかというところが基本だと思ふのです。建設省は、いまのままでの道路計画でいくと四千二百万台ぐらゐまで可能だろう、こういうことです。産機審でいくと三千七百万台ぐらゐでした。な、それくらいですね、ということですよ。いまの車の状況から見ると、これが三千七百万台だ、四千二百万台可能なんというのを言われて、それに向けていまままでのようなことでやられたら一体どうなるかということになるわけですね。

これは予算委員会の方でも東京都の方から御答弁があつたようですが、柴田さんという方だつたと思ひます。東京都の公害関係の人が来られて、今回の五十二年規制の後退によつてNO_xの削減に

どのくらい変動があったのかということではいろいろ計算をされて、それは二万四千トントくらい、東京都の目標を達成するためには交通量の削減にやらなければならない。そうすると、後退した分を交通量で規制をするということになったら、どのくらい交通量を規制しなければいけないのかということでも、もう膨大なあれですね。昭和三十年代後半の交通量くらいにしていかなければいけない。今度の後退は、窒素酸化物の量から言うといまのは半分以下くらいに規制しなければいけないというふうな後退なんですね。したがって、問題は、総量規制にどういう効果があるのかということになると、いまの税制度を使えば、中心は保有税ということになるだろうと思うのである。

ただし、先ほども指摘しましたように、いまの税制度そのもので、道路というものと結びつけた、たとえば目的税のいろいろあり方みたいなものをこの際社会的費用を負担するという考え方に変わると、むしろ排出の量に応じた課税の方法がとれるわけです。そんな意味で、環境庁の方でも中で議論されているようですけれども、ぜひ総量規制ということを一頭置いてお考えをいただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○小林説明員 先生御指摘のとおりだと思います。ただ私も保有台数と実際の台数と申しますか、一台一日当たりの走行キロというものは必ずしも相関がないわけでごさいます。大気汚染の場合にはやはりある地区における一台当たりの総走行キロというのが一番問題になるわけでごさいます。私もそういう点に着目をして、交通規制なり税制の面、あらゆる面におきましてこの自動車の総量を何とか減らしてまいりたいというふうな考えております。

○横路委員 今度の規制でどの程度NO_xが下がってきて、五十一年規制達成後、ではまたいつから反転して上がっていくのか、本来ならばいろいろとお尋ねしたいのでありますけれども、先ほどお

伺いましたら、たとえば一体四十八年規制車がどのくらい生産されて、五十年規制車がどのくらいだということについてあまり詳しくお調べになっていないようなのですけれども、その辺のところは環境庁としてはどうなんでしょうか。

○小林説明員 先生御承知のように、この問題というのは非常にむずかしい要素がございます。一つは、いま申し上げましたように、総走行台キロというものがどういふふうに移すかというふうなものであるとか、景気の変動によつて新車と中古車との代替がいかに進むかということもございまして、どの地域を運ぶかということもございまして、私も一応東京湾岸地区ということでは、一都三県について少なくとも新車と古い車との代替というのは現在と同じような率でいく、それからこの地域における走行台キロの伸びというのは年率二%伸びる。年率二%というのは実は少し大きな見積りもじゃないか、安全サイドの見積りもじゃないかと考えておりますけれども、二%伸びるということと試算いたしましたものがございまして、そういうことでございまして、実際に四十八年度の車が何%出るかということは、確かに御指摘のとおり半年の差はございまして、私どものマクロにとらえた数字では、それほど差が出てこないのではないかと、そのように考えております。

○横路委員 最後に一つ二つ、ちょっといままでの議論と別な点なんですが、低公害車にかえていくということ、七大都市あたりでもたとえ新しく買いかえる車については低公害車にするということにしているようですけれども、大蔵省はどうですか、そういう方針をとっておられますか。

○中橋政府委員 ちよつと正確な数字は覚えておりませんが、現在まだ大蔵省としては余り今日のいわゆる低公害車を保有いたしてはいないと思ひます。

○横路委員 政務次官、やはり官庁が率先して低公害車の方に切りかえていくということが与える影響というのは相当大きいと思うのですよ。した

がって、そういう方針で、進んでいるところはどういう五十年規制適合車だつて出てくるわけでありまして、皆さんの方で使うのはかなり大きい車ですから、そういうのが出てきた場合には、やはり低公害車の方に買いかえのときには買いかえるということの方針を大蔵省も持ってやっていたかどうかというのですが、政務次官いかがですか。

○森美政府委員 実は、詳しくはわかりませんが、この二年ほど大蔵省は新しい車を買っていないというふうな聞いておりますので、もちろん新しい車を買おうというつもりは、いまの横路委員の御趣意を生かしていききたいと思ひます。

○横路委員 それと、いままでの型式指定を見ますと、進んでいるところではもう五十年規制に適合している車がありますね。たとえば運輸省の方からいただいた資料によると、マツダのカペラロータリーですか、COが〇・八一、HCが〇・四、NO_xが〇・三〇、〇・三〇ということになると〇・二五の目標だつてすぐというところまできているわけですよ。これからいろいろと五十年規制車ということで運輸省の方に殺到すると思ひますね。したがって、たとえばもうこの排気ガスの規制に従来の検査で、排気ガスの関係です、騒音は非常に皆さんの方はずさんなようですけれども、適合しているやつについては審査を早めてやるということが必要じゃないかと思うのですけれども、運輸省の方、いかがでしょう。

○北川説明員 お答えいたします。運輸省におきます審査は、交通安全公害研究所において実施いたしております。五十年規制に

対応するために、審査の施設をいたしまして、従来の施設は一セツトでやっておつたものを二セツトに増強いたしまして審査の体制もつくり、早期に審査をし、基準に適合しているものは早く世に出るよう、そのように措置をしていくよう

に進めておる状況でございます。なお、今後ともそういう関係の施設、体制の充実に努力をしていくという予定にいたしております。

ます。

○横路委員 すでにそういう意味では型式指定をとつていて、その数値によれば五十年規制をも達成しているという車については、そういう措置を運輸省としてもいま考えるということでごさいますから、ぜひ考慮していただきたいと思うのですが、それと同時に、これから殺到していくわけでしょう。それに対する対応策が十分あるのかというところになると、この間あそこ研究所へ行っている審査部の人やら研究室の人にも話を聞いてきたのです。研究所の方はずいぶん皆さん若い人で、若い人たちが一生懸命やっておられましたが、排気ガスについてはかなり自信を持っています。ただ、自信は持っているけれども、五十年規制よりさらに進んで〇・二五あたりになると、非常に細かいところになると、いまの機械で果たしていいのかわからないことについては、測定の方法についても、それからいまの機械の能力についても、かなり不安感を持っておられるようなので、その辺のところはどうなんでしょう。

したがって、やはり〇・二五なら〇・二五というところに向けて体制もいまから計画を立てて、人の面でも機械の面でも考えていかなければ、騒音のように、機械があるのにストップウォッチで去年までやっていたなんというところがないように、きちんとした計画を立てて、人員の面、まあこれは行管と、最後は大蔵省が査定するわけですから、計画を出してきちんと対応できる体制をひとつ運輸省としてとっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○北川説明員 NO_x・二五の対策につきましては五十年というところでごさいます。なるべく早くそれを達成するように努力をさせるわけでごさいます。それを受ける審査体制につきましても、それに応じ切るように測定方法の問題でございまして、施設の問題でございまして、体制の充実に万全を期すよう努力をしてまい

○横路委員 その研究所の方に行つてあそこの当局の責任者の人から話を聞いたら、たとえば皆さん方の人員なら人員の要求の仕方というのは、相変わらず業務量がこうで、したがって人員をこれだけふやせというふうな、そういう要求パターンなんです。ところが、実際に職員の人から聞いてみますと、審査件数なんて言つたて、審査の項目がほとんどふえてるわけでしょう。これは公害ばかりじゃありませんよ。安全の面からも物すごく審査の内容が変わつてきてるわけですよ。したがって、行管や大蔵に対する要求の資料をつくるのに、あんな資料ではとてもじゃないけれどもわかつてもらえないような資料をつくらなければならない。ちよつと心配になりましたから、ひとつそういう事態をもう少し皆さんの方でもきちんとされて、本当に低公害と安全という車の非常に大事な点を——とりわけ低公害車という点になりまして、また安全の面にもいろいろの点になりまして、低公害にしたんだけれども安全面がルーズになつても困りますから、そういうようなことを考えると、あそこの体制というのは審査という実施部門と研究部門と一緒にやっておられるわけでありまして、ひとつ十分運輸省の方として考えてやつてもらいたいと思ひますし、環境庁の方も、あそこの体制についてあなたの方だつて無関係なわけじゃないのですから、基準というのはいくらいいいというんじやなくて、つくつたのが現実にとだけ実行されていくのかという点の体制も——環境庁の方からも何か少し予算が出てゐるようですけれども、ひとつ運輸省の方と相談をされて、そういう検査体制というものについて一日も早く万全の体制をとつてもらいたいということを最後にお願ひをしたいと思います。いかがでしょうか。

○小林説明員 私どもが行つておりますのは、国立の研究所の研究費についての一括した見積りの調整でございます。その中には恐らく施設的なものは含まれないと思ひます。私、直接担当しておりますのでよくわかりませんが、恐らくそうであらうと思ひます。したがつて、私どもの方で施設について考慮するというわけにはまいりませんけれども、研究の面におきましては、確かに先ほど先生御指摘のように、〇・二五グラムというふうなものを測定するということになりますと、測定方法とか、その他それに使います試料の関係、たとえば構成しますガスの濃度が正しい濃度のものがあるとかないとか、あるいは湿度、温度というふうなもの非常に微妙に關係いたしておりますので、そういう面の研究については十分今後配慮していきたい、そのように考えております。

○横路委員 政務次官がせつかくおられるから、そういうこともひとつ大蔵省としても目配りしてください。運輸省の交通安全公害研究所で公害の關係の型式指定の審査、それから排気ガス、騒音、安全面についての測定の方法等の研究をいろいろやつてゐるわけですよ。この体制が、言つてみますと、どうもなかなか十分とは言えない、まだできて四、五年くらいのことですね。それまでは書類審査だけで、実は企業の方にしかけていってやるというふうな体制だつたわけですよ。それが例の欠陥車問題、安全問題が出てきて、そういう体制ができて運輸省の方でやるようになったわけですね。したがつて、これは少し先の来年度の話になるわけですが、これは少しい体制を強化するために、これは大蔵省としても十分ひとつ考へていただくと思ひます。

○森(美)政府委員 その点につきまして、大蔵省の立場で十分に努力をしたいと考えております。○横路委員 終わります。○上村委員長 本会議散会後再開することとし、この際、暫時休憩いたします。午後零時二十四分休憩

午後一時十八分開議
○上村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。荒木宏君。
○荒木委員 このたびの特別措置法で、農地の相続についての特例の規定が提案されておりますので、その点についてまずお尋ねしたいと思います。これはいままで本委員会でも論議がございましたけれども、まずどの範囲の農地に適用されるか、これをひとつ明確にしたいと思ひます。

いま農地についてはいろいろな法律上の規定がありまして、御案内のように、農業振興会による指定地域、あるいは都市計画法による調整区域、また市街化区域、さらには生産緑地法による指定区域といふいろいろありますけれども、農地の中で適用対象となるのはどういふ範囲の地域であるか、これをひとつお伺いしたいと思います。

○中橋政府委員 今回御提案申し上げております農地の相続の特例につきましては、いま御質問の地域的な制限というのはいりません。むしろ相続をします人的な条件というのがあるだけでございまして。

○荒木委員 そういたしますと、市街化区域のA、B農地、これも今回提案の要件を満たす限りは、農地法二条一項の農地として適用の対象になる、こういうことですね。

○中橋政府委員 相続人が農業経営をやつていただければ適用がございまして。

○荒木委員 そういつた適用される農地に対する評価として、このたび農業投資価格という概念が法律に含まれておりますけれども、これについて従来論議が重ねられてまいりましたが、まず私もお尋ねしたいのは、これがいわゆる理論価格であるのか、あるいは現実価格と申しますか、実際の価格をもとにしておられるのか、いろいろ要素としてそれらのものが複合されておられる向きもあると思ひますけれども、一口で言いますと、理論価格か、実際の価格かという点ではどういふお考えになつておりますか。

○中橋政府委員 農業投資価格といふのは理論的に定義をいたしておりますけれども、もちろん適用いたしますものは、現実に農地として売買をされておる、そういうものを適用いたす予定でございます。

○荒木委員 そういたしますと、実際の売買には、これは売買の契機というのはいささかありまして、当事者の取得目的あるいは売却目的、あるいは周辺の相場とか、いわゆる農地以外の宅地化の期待利益といふもの、開発利益といふもの、こういうものも現実価格の中にはいふんとあるわけですが、そういうふうな点については現実価格のどこに基礎を求めるか、どういふふうにお考えでしょうか。

○中橋政府委員 現実的には、いわば純農村地域におきまして、農業委員会などのあつせんによりまして農業経営を続けてゐるための農地を取得するといふ実例がございまして、そういうものが基本になると思ひます。

○荒木委員 主として東京でありますとかあるいは大阪でありますとか、こういったところの大都市圏の周辺地域の農地の相続が大変大きな問題になつてきたわけですが、いま言われました純粋農村地域の純農地としての取引価格、これはたとえば東京、大阪などの地域では非常に求めがたいと思ひますが、実際の適用の予想されるあり方としては、どういふふうな形をお考えでしょうか。

○中橋政府委員 たとえば東京におきましても、都内を広く見ますと、都心を離れたところでは、農業委員会のあるところによりましてそういう売買が行われてゐるようでございます。そういうものが恐らくベースになつて考えられると思ひます。

○荒木委員 いま大蔵省の手元に資料はありますか。実際に、たとえば東京、大阪で純粋農地としての取引の実例の調査をされておりますか。

○中橋政府委員 それは今回御提案申し上げております法律が成立しまして、国税庁におきまして全国的にそういうものを集めてもらうことになつておりますが、いま申しましたのは、この制度を

立案します過程におきまして、東京近郊において、そんなに数多くはございませんけれども、実態的に調査をいたしまして、ただいま申し上げたようなものがあつたのでございます。

○荒木委員 それは大阪でもありますか。神奈川でもありますか。

○横井政府委員 お答え申し上げます。

主税局長が申し上げましたように、ただいまそういう関係の資料を集めるべく計画中でございまして、まだ手元に集まつてまいつておりませんけれども、大阪府におきましても神奈川県におきましても、純農村に近いような地域がございますので、その辺の農業委員会によります恒久的な農地としての売買実例、この辺を収集する予定でございまして、もし万一大阪府下にそういう地域がございます場合は、近辺の和歌山県あるいは奈良県、そういう方面の純農村地帯の価格を参考にして検討したい、かように考えております。

○荒木委員 ちょっと念を押しておきますが、いま主税局長は資料が国税庁の方にあるとおっしゃつたけれども、そうじゃなかったですか。これから集めるということですか。

○中橋政府委員 はい。

○荒木委員 いまの取引価格が農業投資価格として基準にならないというのは、これは先ほどの開発利益とかあるいは宅地化期待利益とか、これを取り除こう、そして純粋に農地として見ていこうと、こういう趣旨ですね。これはひとつ念を押しておきます。

○中橋政府委員 今回の制度の趣旨は、つづめて申せば、いま言われたような趣旨でございます。と申しますのは、今日いろいろな土地利用の計画がございまして、一応の線引きもございましてけれども、それが完全に長い間守られておるかと思つて、まだその点についてはその断言できないのが実情でございますので、農地としましては転用が行われる事例が非常に多いわけでございまして、したがって、現実には相違が起りました農地についての評価も、そういうような宅地に転

用せられたものあるいは宅地に転用せられる期待利益を含んだもの、そういうものの売買実例が反映せざるを得ないわけでございまして、ある一定の条件のもとにおきましては、いま納めてもらう相続税としては、そういうものを排除した評価をもつて算定したものにしようというのが趣旨でございまして。

○荒木委員 考え方は御説明でわかりましたけれども、さつき東京でも例はないことはない、若干ある、ただそれをこれから法案が通つたら集めていくのだ、こういうふうに答弁されたように私は記憶するのですが、しかし、いまは資料はないということでしょう、結局は、そうですね。

○中橋政府委員 数多くまとめたものはございせんけれども、この制度を立案する過程におきまして、一体どの程度のものかというので、たとえば三多摩地方に出かけてまいりまして、そういうものがあるということとは調べたことはございまして。

○荒木委員 大阪でもありますか。現におわりの純粋に農地として取引された実例というのはあります。

○中橋政府委員 そのときは実は東京近郊においての調査にとどまつたわけでございまして、恐らく大阪としましては、先ほど直税部長からお答えしましたように、必ずしも行政区画に限りませんから、大阪府にとどまらず、その近辺におきましてはそういう事例を見つけることはできると思つております。

○横井政府委員 補足して御説明申し上げます。

資料は集まつておりませんが、大阪府下におきましては、農業委員会のあつせんによる農業継続を目的とする売買実例は、ないことはございせんが、きわめて少ないというふうな聞いております。したがって、これを収集いたします上では、それが実際に判定の材料になるかどうか、これを検討いたしましたし、もしそれが適当であればそれに基づきまして検討いたしますし、適当でなければ隣県等の資料を参照して決めた

い、かように考えております。

○荒木委員 問題は開発利益とかあるいは宅地化期待利益が入っているかどうか、一つはここにあると思うのです。制度の趣旨がそういうことだということのようですね。そうすると、まあ例は非常に少ない、少ないけれどもないことはない、たとえば東京で三多摩地域とか、大阪は場所を特定されませんが、どこか知らぬけれどもそういうところとか、そのときにたとえば三多摩なら三多摩で、それが開発利益あるいは宅地化期待利益が入っていないというところはどこに言えるのでしょうか。つまり東京都下で、大阪はもしなかつたら奈良でも和歌山でも、こういう話だからそれはまあいいですけれども、ただ東京の中で三多摩なら三多摩にあるとおっしゃる場合に、それは宅地化期待利益は全然入っていないのですか。その点はいかがですか。

○中橋政府委員 その点は、たとえば農業委員会のあつせんを売買をせられた事例でございまして、農業委員会のそういう学識経験のある人の話によりまして、まずは農業を継続する、その投資として見合うものとしての価格としてはこの程度であろうというふうなものがあるようでございます。

○荒木委員 そうしますと、農業委員会の方のあつせん価格といふことが、そういう農業関係機関、農業関係者の指示せられる価格というのが、いまの大蔵省のお考えの大体基礎である。つまり、そこへ足を乗けていくんだというふうな思つてよろしうございせんか。

○中橋政府委員 そうお考えいただいて結構でございます。

○荒木委員 ついでに伺つておきますが、たとえば大阪では地域としてはどの辺ですかね。

○横井政府委員 大変申しわけございませんが、大阪府下のどの辺の地域であるか、私、現在つまびらかにいたしてございません。

○荒木委員 投資価格をどうして決めるんだというところが大変問題になつておることは御案内のと

おりですけれども、しかも実例が非常に少ない。

〔委員長退席、山下（元）委員長代理着席〕

少ない上に、わずかに御指摘のようなところも、法案の趣旨どおり宅地化期待利益が除去されたものと言ひ得るかどうか、このところが大変問題なところだと思ふ。ただ皆さん方が別途に大蔵省としての物差しをお持ちになつて、あるいは国税庁としての基準をお持ちになつて、もう農業関係団体、農業機関の方のあつせん価格だとか基準、物差し、考え方に大体基礎を置くんだということをここではつきりお認めいただくようなら、それはそれで実情はまた農業関係者の意見が反映されるでしょうから、一つは具体的妥当性の点の担保にもなり得るかと思ふのです。

はつきりお尋ねしたいのは、たとえば東京、大阪、神奈川、こういう地域で農業委員会の意見に大体従つてやるんだということなのか、それとも別途に基準なり物差しなり、投資価格について大蔵省としてお持ちなのか、ここをひとつはつきりしていただきたい。

○横井政府委員 お答え申し上げます。

農業委員会の関係資料等を基礎にいたしますけれども、土地評価審議会を二十名以内の方で各局ともに構成いたすわけでございまして、そこで御議論をいただいた決めてまいるわけでございまして、したがって、私どもがただいま物差しを持つておるわけはございせんが、いづれも地価事情に、あるいは土地の評価に精通した方々でございまして、おのずから物差しが出てまいるものだ、かように考えております。

○荒木委員 わかりました。

一つはつきりしておきたいのは、農業委員会、農業関係者の意見を基礎にする、いま直税部長はこう言われましたね。それから審議会の問題は後でお尋ねしますが、別途に大蔵省が物差しを持つておるわけではない、それではこの二つは確認してよろしうございせんか。農業関係者の意見が基礎になる、大蔵省は別に物差しはない、それでよろしうございせんか。

第一類第五号
太蔵委員会議録第十八号

日五十二至三月十八日

1

三

ということを取り除く方向で決定権を行使なさるか、いまあなたのおっしゃる通りに何も物差しはない、まあ審議会任せでありますと言ふなら、何も局長に決定権を持たせる必要は必ずしもないじゃないか、形式的決定権はあつても実質的にはそれに拘束されるなり、最大限に尊重するなり、だから決定権の内容としてそういった実質的な決定権は農業団体にあるというようにおっしゃるならそれはそれでいいし、そうでなくて国税局長が決めるという立場でおっしゃるなら、やはり物差しの方向はおっしゃっていただかないと、どっちを向いて走るやらわからぬ、こういうことになるのじゃないですか。

○横井政府委員 御指摘のように諮問機関でございますので、意見をお伺いするということでございますが、特別に評価審議会を置く、こういう趣旨からおわかりいただけておりますように、当然その御意見は尊重するというのを考えておるわけでございます。

次に、どういう方向で指導するか、国税局長はどう考えるかということでございますが、もしも御指摘のように、たとえば東京都内におきまして、主税局長が申しておりますように、適正な実例があればそれでよろしいとございすし、ない場合におきまして、それらの実例も宅地化の要素が相当入つておるといふことでございすしたならば、その実例価格から宅地化要素を除くような方向で指導はいたさなければならぬ、かように考えております。また地域間に著しいアンバランスが生ずるといふような場合におきましても、国税庁におきまして指導したい、かように考えておるわけでございます。

○荒木委員 大体のお考えはわかりましたが、そこで現在皆さんがやつていなさる農地に対する評価のやり方が、いまおっしゃつたお考えの方向に向かつてどのように適用されていくか、どのように変わっていくかということをお聞きしたいのですが、いま市街化区域内の農地評価、これが一つありますね。それから周辺農地の評価、こういう

やり方も一つやつていらつしやる。それから中間農地というふうな評価のやり方、これもやつていらつしやる。こういった周辺農地としての評価のやり方とか中間農地としての評価のやり方とかいふいまやつていなさる二つのやり方は、宅地化期待利益が混入しているというふうに見ていらつしやるのか、あるいはもういまのやり方そのままで、これは宅地化期待利益を除いたものであるというふうにおっしゃられるのか、この点をお伺いしたいと思ひます。

○横井政府委員 お答え申し上げます。

一般論といたしましては、宅地化の要素が入つておる場合が多いというふうに見ております。特殊な例外といたしましては、現在でも開発のおくれております地域につきましては、純農村的な価格あるいは農業継続を前提とする価格が形成されておるのではないかと。しかしながら、一般的に開発が進んでおる地域が多うございすので、そこで宅地化要素が含まれておると考えるわけでございます。ただ御承知のように、私も評価の過程におきまして、農地につきましては現在の法律上許される範囲内におきまして評価のしんしゃくをいたしてまいつておりますので、その評価の最初の姿から見ますと、現在宅地化の要素がある程度は除去されておる、かように考えるわけでございます。

○荒木委員 そうすると、一般的には周辺農地とか中間農地とかいふのは、これは宅地化の利益が入つてゐる。ですから、それが純粋に入らないといふことになる、どうしても純農地といふのが純粋農地といふんですか、現行法の評価のやり方の分類から言へば、純粋農地といふ部分が一般的に宅地化期待利益といふものを除いた評価領域である、こういうふうに見ていいわけですね。そうですね。それをちょっと一言議事録の関係があるから答弁しておいてください。

○横井政府委員 おおむね御指摘のとおりでございます。

○荒木委員 それと関連しまして、先ほど局長か

ら、いまの農業委員会のあつせん価格で農業投資が成り立っている、こういう話がありましたね。これは一般的なことですけれども、金を出して農地を買つて農業を継続する、成り立つといふことですね。いま局長がおっしゃつた成り立つといふことは、それで採算がとれるといふことだ、このことは、それで農業が成り立っている、それは農業でそらばんが合つてゐる、こういう意味でしようか。

○中橋政府委員 恐らくそのときには追加的に買つた農地でございましょうから、前から持つておる農地の大きさとも関連をいたしますけれども、そういうものを追加的に足しても十分全体の農地としての農業経営は成り立つ、採算がとれるといふことだと思ひます。

○荒木委員 そうすると、成り立つ、採算がとれるといふことは、収益と支出がバランスがとれる、こういう意味でしようね。

○中橋政府委員 恐らく基本的にはそういうことになると思ひます。

○荒木委員 そうしますと、一般的な物の考え方として、収入から経費を引いて利益なり何なりが残る、大体収益をもとに見てそれでそらばんがとれていく、成り立つといふ価格、だからそれで投資利益と見ていいんだ、こういうことになつてまいりますと、収益を大差越えたり、それと離れたような価格は農業投資価格とは見られない、こういう意味だと何つてよろしいですね。

○中橋政府委員 純粹理論的に申せば、恐らく収益還元価格に非常に近い価格になると思ひます。ただ、今日の収益とそれから将来の、農業経営をずっと続けていきましたときの収益予想額といふようなものがあひまわりさした、そういうものが頭の中にあると思ひます。

○荒木委員 理論的なお考えはほぼわかりました。理論的に言へば、皆さんのおっしゃつてゐる法案の農業投資価格といふのは、いわゆる収益還元価格に非常に近い、局長はこうおっしゃつてゐるわけですね。問題は、経済変動も将来予想され

ないことはない。しかし、現実とその法案を提起された場合に、一つは理論的な考え方をはつきり同つておかなければならない。問題があれば指摘もさしていただかなければならない。同時に、当面適用されたらどうか、これも一つの問題ですね。ですから、将来の農業収益の予想がどうなるか、これはいろいろな要素もありますし、政府の農業政策の成否も大いにかんでくる。ただ、いままで過去十年、二十年の日本の農業経営のなを見ますと、非常に農業経営は苦しくなつてきてゐる。

(山下(元)委員長代理退席、委員長着席)

これは現に農業経営者や関係団体の皆さんがおっしゃるのですから、私は間違いないと思ひます。そうすると、先に行つて非常に好転するといふ蓋然性があれば別ですが、いまの政府の提起されておる農業政策の範囲内、実際に農民の皆さんや農民団体の皆さんから、これで農業収益といふものの未来はバラ色であるといふような声を聞いたことは私は残念ながらまだないわけですね。恐らく局長もその点はおっしゃれないんじゃないかと思ひます。ですから、抽象的な将来のことといふのは別にしまして、現実がいま収益といふもの、そらばんといふもの、採算といふもの、それが投資価格だといふもの、単に理論的にそれに近いものになるといふのではなくて、いま現実的に適用すれば大体その辺になる、こういうことになるんじゃないでしょうか。

○中橋政府委員 今回の制度をいろいろ考えましたときに、農業をやつておる人たちが訴えられましたことは、自分たちは将来に向かいましてはずっと農業をやつていくんだ、そういうときに相続税といふものが障害にならないようにといふこととでございますから、いま荒木委員がおっしゃいますように、必ずしも農業の将来について私は灰色という意識ばかりを持つておると思つておりません。やはり一つの経営として十分成り立ち得るために、農業を自分たちは将来に向かつて続けていくんだといふことを言つておる。その将来に

わたって農業を続けるについて相続税をどういうふうにかえたらいかがというところが今回の問題の発端であったと思います。

したがって、過去から今日におきますところのそういう農業経営の推移と、それから今後そういうものを伸ばしたときの農業経営の動向というものを勘案して、私はそういうものを推定するといふことは十分可能ではないかと思ひます。しかし、現実におきましては、そんなに今日におきますところの収益とかけ離れた農業投資価格といふのはあり得ないと思ひます。

○荒木委員 少し質問と答弁のつながりがそれかけた感じがするのですけれども、しかしいまの御答弁で、理論的にも農業投資価格といふのは収益還元価格といふものに近い、それから現実的にもそれとかけ離れたものにはならない、理論的にも、現実的にもどうということ、そういう御答弁だったと思うのです。資料がいまのところまだ十分じゃないというお話をすから、現実にもどういふのはちょっとこれ以上の論議はむずかしいかもしれないと思ひます。

しかし、私のいまお尋ねしております論旨は、宅地化期待利益といふものを取り除くべしという大命題を、この農業投資価格の考え方と、その考えを適用した実態と、これについて当てはめてみますと、一つは農業委員会のあつせん価格といふのが基礎になる、こうおっしゃる。それはそれで正しいとして、そこからさらにその中にも宅地化期待利益が含まれておれば取り除くべし、こういう方向をとるべきではないかというのに対しては、含まれておれば取り除くべしにしますと直税部長はおっしゃっておる、考え方の方向として。

それから、現実の適用として、いまの四分のうちの、中間農地あるいは周辺農地については一般的には期待利益が入っておるから、言うなれば領域としては純粋農地の領域だ、これも明らかになってきたわけですね。

収益との関係では、理論的には収益還元価格に

農業投資価格は近いということをお認めになり、現実にもかけ離れたものにはならないということまで言いたわけですが、私は時間的な、時系列的な点から言ひまして、いまの現実適用の純粋農地にしても、それから農業委員会のあつせん価格にしても、どうしても社会全体の開発傾向といひますか、あるいは政策効果の及ぶ範囲といひますか、そういうことと遮断されてはあり得ない。ですから、いま端的に言へば、一番純粋に農地だといふふうに見られるところを地図の上ですつとたどつていきました、これは大阪や東京の都心からはだんだん離れていくでしょう、宅地化期待利益を除くのですから。そして先ほどお話しのように、たとえば大阪について言えば、和歌山へ伸ばし、奈良へ伸ばし、できるだけ純粋農地といふところにつつと手を伸ばして行って行き着いた一番先で、すね、これはどこになるかわかりませんけれども、そこでもやはり宅地化期待利益といふものが全くないかというところ、それも考へてみなければならぬのじゃないか。

たとえば、いまいふ山奥の方に、田舎の方に、ゴルフ場ができたり高速道路が走つたりすることによつて、農業委員会のあつせん価格といふものがやっぱり影響を受けるのではないか。売り手があつたわけですからね。農業投資を考へる買手の立場だけではなくて、それによつて売買代金を取得するといふ売り手の立場があるわけですから、そういう意味合いでは、いまの時点というよりも、いまのように開発を政策的にどんどん進めてきた、そういう政策をとるよりも前の時点というものが、ひとつどういふも純粋に農地としての投資価格を考へる場合には取り上げる時点になるのではないか。

場所といふことを一つずつとお尋ねしてきました。理論価格と現実価格といふものをお尋ねしてきました。今度はその基準となる時点についてお尋ねをしたいのですが、純粋に農地としての投資価格といふのを追求していくときに、いまの時点のあつせん価格だけを基準になさるのか、それとも

期待利益を除くということなら、数年間に四十四兆円の札束が乱れ飛んで大変な面積の土地が動いた、そういう一時期を経ない前の農地の価格といふものも考へてみる必要があるのではないか、こゝう思ひますがいかがですか。

○中橋政府委員 相続が起りましたときのその時点における現実の農地の評価額、これは従来どおりの評価額、それからその時点におきますところの農業投資価格といふものにおいて算定しました相続税額、その間の差額が徴収額になるわけでございますから、過去におきますところの農業投資価格なり売買実例価額の評価といふものは取り得ないものでございます。

○荒木委員 つまりその考え方を現在に適用する場合に、たとえば農業委員会のあつせん価格に期待利益は全く入っていないか、これを時系列的にいふ問題にしているのです。

御案内のように、日本列島改造計画などという案がありまして、それで四国の面積に匹敵するぐらゐの農地が数年間に動いた。そのことはいまの農業投資価格に全然影響を与えていないか、まるきり遮断されているか、このことを聞いていたわけですから。いまの取引価格がそのまゝでもとになるという法案でしたら、いまの局長の答弁でもいいかもしれない。しかし、やはり理論的には宅地化期待利益を除く、これは地域的にもそうであるし、時間的にもそうであるし、ですからいまの農業投資価格を決める上で、現在のあつせん価格をそのままストレートにいただいていいのか。つまりそれは数年間のあの日本列島改造計画で土地がほとんど値上がりをした、それが全く遮断されているものかどうか、こういうことなんですか。

ですから、時系列的に見て、農地としての取引価格はこういうカーブで推移してきているでしようか。局長、農地としての取引価格はこの十年間横ばいですから、それとも三十度ぐらゐの曲線が上がつてきていますか、あるいはその間に屈折点がありますか。現在の現実あつせん価格が、理論的に見た場合の期待利益を全然除去していると言

えるかどうか。むしろ期待利益を除去した価格といふものは、過去のある時点をもとにして――その後の環境の変化もあるでしょうけれども、そういったものに置くべき時点といふのをいまに置くのはいいか、それとも過去にさかのぼつてとつて、そしてそこからの影響をいろいろ考へていまのカーブを決める、こういうことの方がいいのではないか、そのことなんですか。

○横井政府委員 御指摘の点、ごもっともにも存するのでございますけれども、宅地化が進んでまゐつたことは事実でございますし、そのために今度の特例のような措置を考へるに至つたわけでございますが、同時に、その間におきまして農産物の価格も変化がございします。また農家の所得も変化があるはずでございます。その辺を考へますと、私どもといたしましては、実務的には最近における農家間の純農地としての売買実例等を収集いたしまして、先ほど御指摘がございました、そこに宅地化の要素が相当程度入つておるといふことであれば、それを除去するといふふうな方法の方が妥当ではないか、かように考へております。

○荒木委員 さつきお尋ねした農地としてのあつせん価格、取引価格の時系列的な変化はどう見ておられますか。横ばいか、それとも漸増か、あるいは屈折点があるか。

○中橋政府委員 具体的な数字をもちろん私ども持つていないわけですが、それはやはり農業経営に対する見方の変遷をあらわすと思つております。わが国におきましては農業の地位の今後における動向、それは毎年毎年もちろん変わつてくるわけでございますけれども、そういうものを判断いたしますれば、私はやはり固定しておると思ひます。漸増しておるのではないかとこゝろに思ひますし、それでは今後のわが国における農業の地位といふことを考へますれば、私はそんなに下降線をたどるものでもないと思つております。

○荒木委員 いま漸増しておる、こうおっしゃつたのですが、足取り曲線は局長がおっしゃつたの

と違ふのです。昭和三十九年が一つの屈折点になつておりました。そしてそのころからずっと上がつてきて、もう四十四年、四十五年、四十六年とかけてカーブが非常に急カーブになつておる。そういうことですので、全体の土地の値上がり原因、大不動産会社の土地買いあさりだとか、あるいは開墾政策だとか、つまり農業継続ということとは違つた次の政策なり社会現象なりが入つておる、そういう時期はやはり除いた方が宅地化期待利益を取り除く理論価格の現実化の上では妥当なではないか。

ですから、何も三十九年の農地のあつせん価格をもつてきてそのまま現在にせよ、こう言つていゝるのではないのです。しかし置く基礎を、その時点としてはそういう異常現象といふますか、あるいは別の原因が入つていゝると思はれるようなところはなるべく取り除いて決めていくのか妥当ではないか。さつき局長も部長も、収益が上がつてきていゝるということもあるし、今後も収益が決して灰色とは思ふぬ、こういうお話なんですけれども、農業投資価格は、皆さん方は理論的には収益は別にしているのです。現実の取引価格、ここへもとを置いていゝるわけです。ただ理論的にも現実的にも、結果としては投資価格に近くなる、あるいは余り離れない、こうおっしゃつていゝるだけであつて、考え方としては現実取引価格と、こうおっしゃるのですから、それなら地域としては東京、大阪、神奈川を離れた、ずっと農村一色になつていゝるところをもとにするのがいいし、それから時間的にも列島改造計画その他の、あゝいゝた攪乱、土地価格の急騰が起つた時期を戻したところをもとに、そこからいゝる価格を見るというところの方がいいのではないか、こういうことを言つていゝるわけです。

ですから、どの地点という点は大分御意見も伺いましたから、いま基準を置くべき時点が、現在の投資価格を計算するにしてもいゝる取引価格をそのままストレートにするだけでいいか、それとも異常価格、異常値上がりを示した前の三十九年

ごろの農地というものを片方でどうしても見なければいゝかぬのじゃないか、こう言つていゝるわけ

です。
○中樞府委員 いまおっしゃいましたその昭和四十年代の前半におきますところの異常な農地の価格上昇といゝるものは、今日私も言つておきます農業投資価格ではないわけであつて、いわば宅地期待含みの価格が非常に反映したものの、それが現実にはそういう姿になつておるわけ

でございます。
そこで、私も言つておきます今後見出さなければならぬ投資価格といゝるものは、そういう農地を他に転用するといゝることを全く捨象した、農業投資としてだけの価格でございゝますから、そんなに変動もないことは確かでございますが、また昭和四十年代のあゝの一般の地価の変動にもそんなに影響もされていゝない。したがつて、そういうものをわざと引く必要もない、こういうことを申し上げていゝるのであります。

○荒木委員 初めの部分はそれでわかるのです。つまり宅地化期待利益を取り除く、そのお考えがどうあられるか聞いておるのですけれども、できるだけ東京、大阪、神奈川を離れて田舎の方をもとにする、純農村をもとにする、これはわかるのです。しかし、その純農村地帯におけるあつせん価格といゝるものが、異常時期の影響を全く受けていゝないのですか。だつて、山奥にゴルフ場がありま

すよ、高速道路が通りますよ。そのときのあつせん価格が宅地化期待利益が全く入つていゝないといゝ切れますか。三十九年ごろ、三十八年ごろのあつせん価格は、まだこんなところにゴルフ場は来ないだらう、高速道路も走らぬだらうといゝことで、それは常識的にわかれますけれども、いま純粋農村地帯に行つてもそういうものがあつて来ていゝる、その影響がずっと及んでいゝるというよう

なところは、やはりそういう影響を除去するためには、一つはそういうことがある前の価格といゝうものを一遍考へてみる、これも必要なんじゃないで

しょうか。
○中樞府委員 農地が転用せられるといゝることをいろいろ配慮すれば、おっしゃるやうにいゝるような価格が農地にも反映することは確かでございます。そういうものを捨象した農業投資価格といゝうことではございゝますから、昭和三十九年であれ、四十四年であれ、今日であれ、そういう農業の収益といゝるものを土台にしまして価格といゝるものは恐らくそれに収斂するであらうといゝることを私も先ほどは申し上げたのでございゝます。私は先ほど来、恐らく農業投資価格といゝるものは、純粋に農業収益といゝるもの、それはもちろん将来における農業の収益といゝるものを反映しながら、そういうものを土台にして成り立つてあらうといゝることは再三申し上げておるとおりでございゝまして、収益と離れて考えられるといゝるのは、いろんな他の要素が入つてくるからこそ売買実例と収益還元価格の違

いが出てくるわけでございます。ここにそれが一番出ておるわけは、そういう宅地含みを含んだ価格でございゝますので、いま議論をしなればならぬのはそういう影響のない農業投資価格といゝうものなんでありま

す。
○荒木委員 これは具体的な実例を提起すれば、幾ら純粋農村地域の方に行つても開発影響を受け

て農地としての地価も上昇してきたといゝる地域を指摘すれば、議論はもつとはつきりすると思つて

すけれども、時間の関係もありま

すから、それはまた他の同僚委員の討議の時期に譲るとしまし

○横井政府委員 事実上は御指摘のようなことになるであらうというふうに思っております。

○荒木委員 なるであらうというふうな何かこうあなた任せじゃなくて、皆さんはどうなさるか、こう聞いているんですよ。ですから、なるであらうと言ふんなら、私たちはそういうふうにするつもりです、こうおっしゃっていただく方が筋じゃないでしょうか。

○中橋政府委員 これは当委員会におきまして、相続税法の一部改正案の審議の際にその点についての附帯決議がつけられましたところでございすし、政府としましてそれを尊重するということとでございすから、その附帯決議のとおり「農業団体の構成員で農地の評価に精通している」と認められる者をもその対象とする」——対象といひますのは土地評価審議会の委員となる対象とするということとでございす、その対象とするよう配慮すること、ということとでございすので、政府としましては十分それを尊重してまいりたいと思っております。

○荒木委員 大体二十人以下ということのようですけれども、その中でいまの方々がどのぐらいの割合になりましようかね。最後は多数決ということになるのかどうかよくわかりませんけれども、しかし二十人の中に一人、二人では、これは先ほどの附帯決議の趣旨から言ってもあまり尊重していただけたらとは思えられぬ、こういう意見もあるいは出ようかと思うのです。ですから、めどとしまして大体どのぐらいの割合になるか、あるいは人数としてはどのぐらいになるか、これもひとついまの考えを聞かしていただきたいと思うのです。

○横井政府委員 まだ素案でございすけれども、ただいまのところ予定しておりますのは、関係行政機関の方ということで農林省の地方農政局、営林局の方、それから大蔵省財務局の方、この辺を予定しております。それから地方公共団体の方ということで、各都道府県の職員の方で市町村の固定資産税に関する事務を担当しておりますよう

な方を予定しております。それから学識経験者でございす、日本不動産研究所の職員の方、不動産鑑定士の方、あるいはたいだいま御指摘になりました都道府県農業会議などの農業団体の構成員で農地の価格事情に精通している方というふうな方を予定しております。

したがいまして、農業団体の方が何名になるかということはいまのところはつきりいたしてございすけれども、農政局、営林局の方等も加えますと、ある程度の数の方が参画されるということになるのではないかとこのように考えております。

○荒木委員 私がお伺いしましたのは、最初の投資価格をどう決めるかという議論のときに、皆さん方は、農業委員会のあつせん価格に基礎を置く、それを東京では三多摩にも行って若干の例も調べたと、農業委員会というのを非常に重視しておっしゃったところが、民間の研究機関について私が申し上げたけれども、それについては特に重視するというようなお答えもなかった。あるいは地方自治団体の固定資産評価について重視するということのような御答弁もなかった。

だとしますと、構成のメンバーの大体の類別といひますか、これはいま伺ったけれども、さっきの農業委員会なり農業関係団体を重視する、附帯決議を尊重するとおっしゃる趣旨から言へば、その範囲の皆さんは少なくとも何名、あるいは少なくとも割合は何割、これをおっしゃっていただかないと、いろいろな向きの人をずっと寄せてきてとにかく農業に関係ありますと言っただけでは、農業委員会のあつせん価格を基礎にするとおっしゃったのはニュアンスが一致しない点がある。附帯決議を尊重するとおっしゃったのなら、めどは大体どのぐらいでしょうか、こう聞いています。

○中橋政府委員 現実にはこれから法案が成立しました時に、国税庁で具体的にどういった種類の方々にお願いをするかということを決定すると思ひますが、立案者としてしましてもいまお

しゃった趣旨を兼ねまして、もちろん私どもの頭の中には、関係行政機関、その中にはもちろん固定資産税の精通者も入ります。それから農地その他他地、採草放牧地についての経験のある方を含む。そのほかに、一般の宅地についても今後この審議会で御議論をいただくけれども、今後この審議会に入つていただくということとでございすので、大体、行政機関の方々、それからいわゆる農林業の方々、それから宅地についての経験のある方々、こういうグループででき上がるものと思つております。

○荒木委員 つまり農業に関係しているかどうかというだけじゃないんです、よく聞いていますのは、実際の取引価格の実情をどの程度御存じか、これも一つの要素でしょう。だけれども、一番の生命とも言えるのは、宅地化期待利益を除くという方向での学識経験がどれくらいあるか、これでしょう。だって、いまの現実価格をかなりよく知っていると言つても、それをそのままスライドしたってだめなんですから。

問題は、期待利益なり開発利益なりを除いて、純粋に農地として見た場合に幾らになるかということの学識経験が必要だ。その経験なり実践なり調査を伺へば、皆さんは農業委員会だ、こうおっしゃっておる。あるいは農業協同組合なんかもありましようけれども。だとしたら、その肝心な点での学識経験を持つというふうな思われる層の皆さんが少なくとも何割、少なくとも何人というのですね、宅地化期待利益が混入するおそれがないとも言えない。こういうことで言つておられるのです。これから案をつくるというふうにおっしゃつておられるわけですから、ひとつ最大限その点の趣旨を尊重していただいて、たとえば半分以上にするとか、そのめどですね、そういうふうなことについて検討されるかどうか、これをひとつ伺つておきたいと思ひます。

○中橋政府委員 ある価格から宅地含みの価格を除外するという作業ではないことは先ほど来申し上げておるとございまして、農業投資価格

に当たるものの現実にあるものを見出すというところに、先ほど来農業委員会のあつせん価格というふうなものを申し上げたつもりでございす。したがいまして、そういう方々の学識経験者としての御意見、それから行政機関としての御意見、それからもう一つには、宅地その他一般についての土地評価についての学識経験のある方々の御意見、この三者構成でやつてはいかかというのが立案をいたしました私どもの考えでございすけれども、そういう三者構成的な要素を勘案しながら、今後国税庁で具体的な人選をすると思つております。

○荒木委員 だけれども、さつき皆さんの答弁であつせん価格が出てきた、そこから宅地化期待利益が入つておると思へば取り除く、こうおっしゃつたじゃないですか。だから、宅地化期待利益を取り除くというの重要な作業の一つでしょう。さつきの答弁、そうおっしゃつたんですよ。これからの方向として、あつせん価格を調べる。調べた中でまだ入つてゐる場合がある、私はこう言つたのです。あればそれは取り除く、こうおっしゃつたのだから。取り除くのなら取り除く経験をやっている人、その学識のある人でなければなかなか取り除く作業はできぬじゃないですか。それを言つておられるわけです。ですから、いま質問している趣旨を、宅地化期待利益を取り除くということを十分含めて審議会の構成を進められるかどうか、その点ひとつはつきりしてください。

○中橋政府委員 私は先ほど来申し上げておりますように、農業投資価格としましては理論的にもそういうものを見出し得ますし、現実にも基礎とすべきものはあるというのを申し上げてきたつもりでございす。しかし、そういうものを現実に見出すにつきましては、農業委員会等のそういった精通者に土地評価審議会に入つていただくというところは重要でございすし、私の申し上げる三者構成の中の重要な部分を占めるといふこともまた、今後の人選に当たつて配慮しなければならな

○荒木委員 少し論議がすれ違ひになってしましたから、この点は一応これでおきます。

次に、担保の点を伺っておきたいのですけれども、皆さんの案ですと、猶予期間中担保を設定する、こういうことになっているようですが、いま農地については農業関係の政策金融が進められて、いろいろ農林中金とか農林漁業金融公庫から貸し出しがあるわけですから、このことのために担保権を設定して、それで今度は制度金融が受け入れられ、担保に入っていますからね。これはもう残存価値がないから受付けられぬ、こういうふうなことになるおそれはないでしょうか。税務署なり国税局なり国が担保を取っちゃった、全部農地を担保に入れたから、あと担保価値が余りない。農林中金も金融公庫も担保を求めた場合に、もうほかにはないから貸せません、こういうおそれはありませんか。

○岡崎説明員 農業の政策金融機関といまして農林漁業金融公庫がございしますが、その金融に当たりましての担保につきましては、担保または保証人という形で弾力的に取り扱うというのが基本になっておりますので、もし本制度に基づきまして農地が担保になっておまして、その担保評価が農林公庫が貸すお金の評価として足りないということがありますれば、まず保証人を立てていただいて融資をするということになるかと思ひます。

○荒木委員 そうすると、この担保を設定して、実際に制度金融の貸し出しに当たって断る、このことのために断るといふことは現実にはない、こういうことですね。

○岡崎説明員 個々具体的に取り扱いにつきましては、そのような趣旨を踏まえて、担保、保証人関係については弾力的に取り扱うということでございます。頭から全くないかどうかということにつきましては、個々の具体的な例として考えさせていただきますと思ひます。

○荒木委員 私どもは、農業団体のいろいろな要求その他、皆さんも聞いていらつしやるでしょう

し、農地の相続税問題については純粹に農地として評価をすべきであつて、そのことから、猶予制度であるとかあるいは担保をつけるとか、しかもそれが二十年とかいうふうなのは要求に沿っていないし、措置としてはよろしくない、こういうふうな考へておるわけですが、いま皆さんがお出しになった法案の内容について、そういう点も含めてたゞしておるわけですが、この担保が二十年ということについて、いまの法律制度の上で、たとへば時効制度、課税債権の時効制度というのがありますね、それから除斥期間というのがある。こういった法律上の、ある債権がどのぐらい存続すべきかというふうな行政法上の年限の設けられたい制度の趣旨はどういうふうな考へていらつしやるのでしょうか。課税債権の時効制度、除斥期間制度については、その存在意義は何か、これはどうでしょうか。

○中橋政府委員 そういう制度は、ある一定期間をたちますれば、それまでに経過したそういう時日を尊重しまして、安定性を付しようというところでございまして、おもしろいものでございします。

○荒木委員 いまの時効とか除斥期間で、税法に關係した分野で一番長いのは何年ぐらいですか。

○中橋政府委員 時効としては五年でございします。

○荒木委員 そうすると、五年たつたら権利は消滅するということは、先ほどの局長の答弁ですと、もうそのくらい続けばそれで一つの新しい法律状態になった、だから権利消滅だ、こういうふうに向つていいわけですね。

○中橋政府委員 たとへば、徴税当局が五年間課税すべきものを課税しないという事態が存続をいたしましたならば、その事態を五年たてばいまさら覆すことはしない、ということでございます。

○荒木委員 五年たてばいまさら覆すことをしないという趣旨はどうかということなんでしょうか。何のためにそういうことが設けられているのでしょうか。

○中橋政府委員 課税債権をそこで新たに

ということをしないものでございします。

○荒木委員 新たにじゃないでしよう。いままであるものが消滅するといふのでしよう。いままで存続してきたものを消滅させる趣旨は何かと聞いているのです。

○中橋政府委員 五年間そういう課税権を行使しなかつたという、その五年間の事態をそのままそこで認めようということでございます。

○荒木委員 そうしますと、ある程度続いたきた事態を前提にして、それをそのまま認める。これは二十年になつたのはどういふわけでしょう。つまり、五年でもう切つてしまつた、二十年にしないで時効制度を五年で切つた、これはどういふことでしょうか。

○中橋政府委員 課税につきましては、やはりある程度短い期間にそういう事態の安定性というのをつくりたいということでございます。

○荒木委員 一般には、御案内のように、法的安定とか継続した現状を尊重するとか言われておるわけですが、それとどういふ関係があるのでしょうか。二十年といふことであれば、本来、課税権それからそれに基づく徴収権があつて、五年たてば権利が消滅する、徴収権があつても五年行使しなかつたらなくなるわけですから、そうだとしますと、たゞそれと恒久的に農業の用に供する、だから本来死ぬまで、それを二十年に縮めた、こういう話ですけれども、ある法律状態が一定期間存続をして、そしてそれを一定年限経過したことで事実状態が法律状態にまで高まるという趣旨から言へば、たとへば今回の場合も、五年継続して、そしてそれでもって徴税を猶予してきただけだから、あと課税権としては、徴収権としては消滅するといふことも考えられるのじゃないでしょうか。

○中橋政府委員 この制度は、課税権は行使しましたが、課税という事態が生じたわけでございます。したがつて、国の債権としてはもうそこでございしますので徴収猶予制度を導入しようといふも

のでございします。したがひまして、時効の問題とは別個でございします。

○荒木委員 一般的には、たとへば更正決定をしたとかあるいは申告があつて課税権は成立した、しかし実際に執行しない、徴収権を行使しない、五年たてば権利は消滅するのでしょうか。同じことじゃないですか。どちらも課税債権は成立している。しかし徴収権をどちらも行使しない、片や五年、正當なやればやれる状態でも五年たつたら消滅する。こつちは国として一定の配應をしやうといふ場合に二十年も続くといふのは、これはどういふわけですか。

○中橋政府委員 納税猶予の制度でございしますから、課税しました国もその納税猶予を受けます納税者も、そういう事態を望んでやるわけでございます。したがひまして、いわば時効の問題とすれば中断状態に入るわけでございますから、普通の時効問題をもつてこれを律することは誤りだらうと思ひます。現に、相続税につきましては十年といふような延納を認めておられるものでございします。そういう長い期間におきています納税の猶予といふことを認めることは許されると思ひます。

○荒木委員 これは除斥期間という考え方は税法の領域ではなかつたのですか。全くないのですか。つまり、中断その他行使されぬ場合、五十年でも百年でも永遠に続く、こういうことですか。

○中橋政府委員 この制度の趣旨は一体何を目的としてきておるかということでございます。本来ならば、宅地含みでございしても、そういう評価でもって相続税を納めなければならぬのを農業を継続する、いわばみずからが線引きを確立しまして、そういう評価でもって相続税を納めるという人について納税猶予の制度を導入するのでございしますから、普通の課税時効、徴収時効といふものとは全然問題が違つたわけでございます。したがつて除斥期間という設定も実は考えられないものでございします。

○荒木委員 時間の方の御注文がありましたようですので、まだお尋ねしたいことがありますが

ども、ちょっと問題を次の問題に移したいと思ひます。

今度は法人税の問題ですけれども、貸倒引当金が従来たびたび論議になりました、本委員会でも御答弁願つたことがあるのですけれども、私がきょうお伺ひしたいのは、いま税法上は千分の十ということですね。しかし、実績に比しますと非常に大きいと従来から論議がありまして、それで少しずつ減つてきているわけですが、大體その実績に比べてどのくらいのところを実績対比でめどにしていられるのか、これをひとつ伺ひたいと思ひます。

○中橋政府委員 過去におきまして非常に大きな貸し倒れが一時に出たときもございいます。あるいは金融機関によりまして、その種類、個別金融機関についていろいろなニュアンスの差がございいますので、ある程度の線を設定しなければなりません。今日の一％と申しますのは、ここ三年間の間に一・五％から下げてきたわけでございますので、今日一体どの線が妥当であるかというところはまだわれわれとしても決心のつかないところでございますが、今後におきましてその経済情勢と、金融機関のそれに対する内部留保の厚みというものを勘案しながら、そういうものを漸次見出していかなければならないと思ひつております。

○荒木委員 しかし、これは去年もおとしも実績との関係で問題にしたわけですね。現在大體その実績の何倍くらいか、それからどのくらいをめぐりにしていけるのか、これはまだ全然見当つかないわけですか、一定のおよそこのくらいというものは出ていないのでしょうか。

○中橋政府委員 実績としてはもちろん金融機関別にいろいろな率を私どもも調査をいたしております。たとえば都市銀行におきましては〇・〇〇一％程度でございいます。

○荒木委員 そうすると、〇・〇〇一％というのは何に對してですか。引き当て計上は実績の千倍ということですか。

○中橋政府委員 簡単に申し上げまして失礼しました。貸出金に對します滞りました貸し金の償却額の割合が〇・〇〇一％でございいます。

○荒木委員 それに對して一％というのは千倍というところになりますね。そうですね。大體どのくらいのことか、めどなんですか。大體百倍くらいか、二百倍くらいか、三百倍くらいか、まるっきり見当もないのですか。

○中橋政府委員 いまお尋ねは都市銀行でございしましたが、それぞれの金融機関がございまして……(荒木委員「いま聞いたやつでいい、それでどのくらいめどかということ」と呼ぶ)

めどは、実は先ほどお答えしましたように、いま持つていないわけでございます。

○荒木委員 そうすると、めどをいつごろお出しになるのでしょうか。

○中橋政府委員 これは先ほど申しましたように、三年間の間に三分の二にしたわけでございますから、いましばらく実績を見ましてつくり上げたいと思ひております。

○荒木委員 はかの特別修繕とか返品調整なんかは実績対比でやっているでしょう、ある程度実績のどのくらいとか。貸倒引当金についてはこれだけ再々予算委員会でも論議になりましたよ。いつ出すのですか、実績とのめどでこのくらいというのを。それとも、出さなくてもいいとお考えなのか。やはり出さなければならぬ、しかし、それはちょっと暇がかかるから、たとえば半年待つてくれとかいうことになるのか。その点いかがでしょうか。

○中橋政府委員 たとえば特別修繕引当金などでございますと、四年とかいう期間を繰り返してまいるわけでございますので、直近の修繕に要しました費用というものをその期間に割り当てればよろしいわけでございます。貸倒引当金につきましては、非常に長期の期間におきまして滞りました貸し金の償却額が一体どの程度になるのかというめどがなかなかつかないものでございいます。それを過去におきまして一番高くあつたとき、あるいは

は最近におきまして見込みというものを勘案しながらつくりなければならぬので、まだ確定的な数字が出ないものでございいます。

○荒木委員 しかし、これはすぐ出るんじゃないですか。五年、十年、二十年の間の、たとえば都市銀行に限つて言えば、そんなのはすぐ出るんじゃないですか、少し調査されれば、貸出総額が幾ら、貸し倒れ実績が幾ら、この数字がそんなに困難でしょうか。どうもいままでこれだけ繰り返して論議があつたのに、言を左右にして実績対比がどのくらいめどになるのかをおっしゃらないというところは、結局うやむやにされようと思ひます。いまの千倍というのはこれでいいと思ひます。それとも、やはりまだよく実績を見て下げていくということを考えていらっしゃるのかですね。

○中橋政府委員 ただいま都市銀行について申しました〇・〇〇一％、それはある時点におきましてでございます。それをまた過去にさかのぼって見ますれば、その四倍程度であつたときもありました。金融機関の種類によりましては、またさらにいま申しましたものの十五倍だつたというものもございいます。それから、個々の金融機関別にそれを見てみますれば、また非常に高いときがあるわけでございます。

そういう過去におきまして実績と、将来におけるそういったものを勘案しながら、金融機関としての内部留保として一体どの程度を貸倒引当金として認めるのが適当かというのを判断いたさなければなりませんので、単に過去におきましてものと比べて何倍であるからすぐ決められるというものでございしません。

○荒木委員 それじゃ決まないとおっしゃるのですか。それとも、いつかは決まるとおっしゃるのですか。

○中橋政府委員 貸倒引当金につきましては、どういうふうにやるかというのに二通りあると思ひております。ある程度……

○荒木委員 時間ないから、結論だけ言つて下さい。決めるのか決めないのかを言つて下さい。

○中橋政府委員 決め方につきまして……

○荒木委員 決め方じゃない。決めるのか決めないのかという方針を。

○中橋政府委員 決めるということにつきまして、長期的に段階的に下げていくのがよろしいか、随時そういうものが必要だといふときに下げていくのがよろしいか、それを今後決めなければならぬものでございいます。

○荒木委員 決める方向と決めるやり方、それを聞いていますのじゃないのです。実績対比でどのくらいがいいかというその結論を出すか出さないか、これを聞いていますのではありません。

○中橋政府委員 したがういまして、それをどういうふうに決めるかというのはこれからの検討事項でございいます。

○荒木委員 どういうふうに決めるかという方法を聞いていますのじゃないのです。決めるか決めるかという結論、これを聞いていますのです。だから、決めるというのなら、その決める方法はまたいろいろありましよう。だけれども、決めないとおっしゃるのなら、方法を聞く必要はないからね。それで聞いていますのです。

から、諸外国との実績対比だつてありますし、この点はずっとはっきりしてください。もう何回も論議しているわけですから。

○宮本説明員 都市銀行で大体四〇％でございます。都市銀行で。

○荒木委員 これは主税局長どうでしょうか。貸し出す金融機関自身が担保を取らなかつたって回収できる、つまり回収の可能性はまず間違いない、こう見て貸している分まで引当金を積むのは、自由かもしれないけれども、税金をまけてやるというのはどうでしょうか。

○中橋政府委員 すべて金融機関は回収を前提として貸し付けておるのでございます。しかもそれがいろいろな事由でも滞るところに貸倒引当金というものの必要があるわけでございます。無担保で貸し付けておるからそれについて貸倒引当金を設定しないというのは、むしろ逆の場合が多いと思います。

○荒木委員 いや、貸倒引当金の設定はいいのですよ。それを減税の対象にするのはどうかと、こう聞いているのです。

○中橋政府委員 貸倒引当金と申しますのは、貸し金についての評価をどうするかという問題でございますから、貸付金の回収問題と非常に絡まるわけでございます。貸付金がたとえいまの時点で一〇〇あるとしても、それを一〇〇として課税するのがよろしいかどうかというところに引当金の設定の事由があるのであります。

○荒木委員 あなたがさっきおっしゃったのも、実際の実績対比で年によって時期によつていろいろ変動がある。だから、実際貸したものがどのくらい回収できるかという実績対比は、やっぱりそのうちどのくらい減税にするかという率を決める上で一つの重要な資料ですね。

取らなかつた方がいいのだというものは、回収の可能性が非常に高い。回収の可能性の少ないものは担保を取るのですよ。健全経営、サウンドバンキングという点から言つたって、野方図の貸し出しはできないのですからね。ですから、金融機関自身が担保を取らないというところは、貸し出しは安全なんだ。信用にしたって人的保証にしたって、いろいろな引き当て、回収の方法がありますけれども、金融機関みずからこれは安全性が高いと見ておるものについて、会計上引き当てを計上するのは、自由かもしれないけれども、それに対して税金をまけてやるというのはいかがか、こう聞いておるのです。

○中橋政府委員 それは評価性の引当金の趣旨としましては、いまある債権を幾らに評価して課税したらいいかということでございます。恐らく金融機関とすれば、おっしゃる通りに、回収を前提として全部債権を持つておるわけですから、それを課税上どういふような引き当てをして、どういふように評価して、一〇〇のものを九九にして課税したらいいのか、あるいは一〇〇のままにして課税したらいいのかということが貸倒引当金の存立の趣旨でございますから、すべて貸し付けは健全であるべきであつて、銀行はそれを信頼しながら貸し付けておることはおっしゃる通りでございます。その中で過去におきますよりいろいろな事例から見ると滞るといふことはある。それを税制上反映しようというのが貸倒引当金でございます。

○荒木委員 しかし、都市銀行では、滞る例というのはいくつかあるのですか。ですから、いま貸倒引当金に対する特別措置を設けられた趣旨、ことにそれについては批判が強く出て整理、改善をしていくと皆さんはおっしゃつておるのですから、担保なしに貸している分を減税対象にしていかどうか、こういう点も、いま局長は二つ三つ方法をおっしゃられたわけですが、これは十分検討されるべしと私は思いますので、いまの御答弁はお聞きしておることは十分かみ合つて

いないし、時間が余りないから、これはまた次の機会に引き続いてやらしていただきます。

次に退職給与引当金、これをちよつと関連して伺つておきたいと思うのです。これは大体実績との対比でどのくらいにござらんになっておりますか。

○中橋政府委員 今日、累積限度額の二分の一を退職給与引当金として税法上計上することを認めておりますから、実績としますればある程度の年限動いた人がもらつた退職金としましてはそれで引き当てが行われておるということでございます。もちろん一時にやめるということとはございません。たゞその部分がそれぞれ支払われるということとを予定いたしております。

○荒木委員 予定じゃないんです。その予定が現実の何倍くらいか、こう聞いているんです。

○中橋政府委員 現実にはたとえば従業員の二、三％がやめていくというふうなことでございまして、大体二分の一を積み立てておれば間に合うというところでございます。

○荒木委員 やめていきますと考へればという、ればじゃないんです、私の聞いておるものは、実際に現実の上場企業があるでしょう、千幾つか、東証一部にしたつて、そこで取りくずし額というのはいくつかあるんです。それに比べて何倍くらいか、こう聞いているんです。

○中橋政府委員 退職金といふものは、毎年毎年勤めれば……（荒木委員「理屈じゃないんです、結論を言つて下さい、何倍くらいか」と呼ぶ）

ですから、それは現実に払ふものとの比較をするのではありませんで、毎年毎年勤めた人について、その人がやめれば払ふなければならぬものを積み立てるわけでございますから、課税上、積み立てるからと言ってその事業年度においてそれをしんじくしないで課税するのは理屈に合わないということから引き当てを認めるわけでございます。

います。

○荒木委員 それを聞いておるんじゃないんです。皆さん方の言つておる制度の趣旨を聞いておるんじゃないんです。それはそれ、現実との対比はどうかと聞いているんですよ。質問をよく聞いてください。持つていなければ持つていないと言つてくださればいい。いま制度の趣旨を聞いておるのではなくて現実はどうか、こう聞いているんですから、ほかのことにそらさないでください。

○中橋政府委員 負債性の引当金といふものは、その事業年度に負債として見なければならぬものを見るものでございまして、その事業年度に現実には払つたものと比較をするということとは合わないのではありません。

○荒木委員 質問自身が無意味だということの論証はやめてください。私が聞いておるのとは実績との対比はどうかということなんです。その上で聞いた場合に、そういう論証は制度の趣旨とはずれておるよと言ふならこれはまたわかるけれども、聞いていることに答へないで、いまの制度の趣旨だけ言つたつて答へにならぬでしよう。

○中橋政府委員 私どもはそういう負債性の引当金でございまして、毎年度の取り崩し額というのを持つておるんですよ。

○荒木委員 皆さんが制度を設けた趣旨を机の上でいろいろおっしゃるのにはこれは自由かもしれませんが、しかし問題は、その退職金を受け取る側の労働者がそれによって本当に保護されているかどうか。引当金といふのはそれなりの制度の趣旨があるんですよ。それぞれの将来の負債だと特定

の支出に備へての会計処理なんです。だとしたら、本当にその制度の趣旨が現実には生かされておるかどうかというところは、退職給与引当金と言ふ以上は、労働者がそれによつてどの程度に保護されているかというところが一つの大きな制度目的の中に入らうでしょう。

私が伺いたいのは、たとえば実例として、最近日本熱学の倒産事件がありました。あれは退職給

与引当金を計上しています。労働者はあつたときに退職給与引当金の計上によつて、皆さんがそんなにおつしやる大企業に対する減税措置によつて、労働者の退職請求権は保護されたかどうか、この点はいかがですか。

○中樞政府委員 労働者が現実退職金を受ける権利を保護するかどうかという問題はまた別でございまして、法人税をかけます場合に、一体、その期において生じたいわゆる経費に当たるものを引くか引かないかというのが退職給与引当金の問題でございまして。

○荒木委員 税法上の皆さんのいまの考えはそうかもしれませんが、しかし、その税法上の考えは何を目的にしているのでしょうか。皆さんが特別措置として、経理操作されたもののうちの二分の一、半分は税金をかけないところにいる。何のためにそういうことをするのですか。

○中樞政府委員 それは法人税におきましますところの課税所得をいかに算定するかという問題でございまして。毎期毎期、たとえば労働者に対して将来払う退職金というのは、その期の課税所得に算入してはならないという負債性の引当金というものと考へておるからでございます。

○荒木委員 しかし引当金は一種類じゃないでしよう。それぞれの項目がある。項目に従つたその項目の存在目的がある。退職給与引当金の存在目的は一体何ですか。

○中樞政府委員 当期に発生をします将来払うべき退職給与金の増加額を課税所得から除外するといふことでございまして。

○荒木委員 それは制度の内容の説明ですよ。目的は何かと聞いているのです。

○中樞政府委員 そのものを課税所得から除外をする、それを課税しないというのが目的でございまして。

○荒木委員 なぜ課税をしないのですか。何のために課税をしないのか。

○中樞政府委員 それはもう当期にチャージすべき経費と見ておるからでございます。

○荒木委員 それを経費として見るその目的は何ですか。つまり退職給与というものを将来払わなければならぬからじゃないでしようか。つまり、将来払わなければならぬ経費を当期の経費として見るという会計処理が、そのときの存立目的でしよう。現実の経費じゃないのですから、引き当てなんだから、将来発生が予想される経費を、期間計算、収益対応の原則によつて、当期に会計処理上計上するということだけでしょう。だとしたら、それを計上するのが実態と比べてどの程度に適応しておるか。そしてそのことが現実労働者保護に機能しておるかという観点では、皆さんの中には全くないわけですか。

○中樞政府委員 そこは労働協約がありあるいは就業規則があつて、会社が、従業員が退職をしたら払うと約束をしておるのですから、それはまさにその期においてチャージをしなければならぬもので、現実には払うときよりも、それが発生する増加額のあるときに、その期の利益にチャージをさせなければならぬものであります。

○荒木委員 少しやりとりのテンポが早くなりまして、私に言つておるのはこういう趣旨なんでしょう。皆さんのおつしやるその説明を現実には当てはめて考へてみますと、つまり大企業の経営者というものは労働協約で約束をすれば必ず払う、そして約束をすればそれはもう当然権利が実現をされる、こういう前提に立つておられる。

○中樞政府委員 実際はそうでしょうか。たとえば日本郵政の場合には、約束によれば二億八千万円払わなければならぬのです。ところが、現実には払われたのは一億一千万円です。引当金を計上し、皆さん方の手によつて税金をまけてやり、将来の現実発生する可能性のあるものとして二億八千万円に見合う分は計上されておる。しかし、実際はその半分も履行されなかった。だから本当にそういう将来の発生が予想される、それが履行されるということとならばまた別ですよ。しかし、いま申し上げた例によれば、大体金融機関に担保に取られておつて、そして紙の上の計算では引当金の計上がある。

○中樞政府委員 労働者が現実退職金を受ける権利を保護するかどうかという問題はまた別でございまして、法人税をかけます場合に、一体、その期において生じたいわゆる経費に当たるものを引くか引かないかというのが退職給与引当金の問題でございまして。

しかし、現実には担保に取られておるために、労働者の退職請求権というものは一般の先取り特権の効力しかありませんから、これは銀行の抵当権に対しては劣後債権になります。金融機関が、さあいいよ企業がぐあいが悪いといったときにだかつていつて品物を全部持つて帰つたという例すら最近あるわけですよ、ある大銀行の某支店です。だから、そういう点から言へば、いま二分の一と皆さんが言つておるそれを、会計上の費用収益対応の原則だけで、あと企業の方はもう協約ができ、それによつて誠実に履行し、現実労働者はそれによつて権利が充足されるというふうな前提があれば別だけれども、現実にはそうではないとすれば、法律なり税制の措置というものは、実際に国民の権利だとか労働者の権利を保護するために究極的にはあるんですからね。そういう点での再検討はないかと、こう言つておるわけですよ。

○中樞政府委員 たとえば労働協約で一年動めれば退職時に給与の一月分を加算して払いますという退職給与規定がありますれば、一年動めれば一月分というものはその期にチャージさせざるが私には至当だと思ひます。しかし、それを退職給与引当金として積んでおられますものが、現実には労働者が退職をされたときに払われるかどうかというの、また別個の労働政策の問題であり、あるいはまた、会社更生法の場合における先取り特権としての対象とするかどうかという、いろいろほかの方の判断、要請があることも事実でございまして、それども、それを全部税制の中に取り込むというわけにはまいりません。

○荒木委員 同時に、税制の中でもそれが現実結果としていふ機能というものを狙つて事を処理するわけにはいかぬでしよう。現に、今度も返品調整だとかそのほか引当金の中で、やり方によつては入れないぞというふうな、いろいろな現実実績との対比だとか、現実機能との照合ということも考へてやっておられるのだから、貸倒引当金と退職給与引当金の問題、それに対する特別措置限度について私が問題提起したことは、いま

○中樞政府委員 労働者が現実退職金を受ける権利を保護するかどうかという問題はまた別でございまして、法人税をかけます場合に、一体、その期において生じたいわゆる経費に当たるものを引くか引かないかというのが退職給与引当金の問題でございまして。

○中樞政府委員 労働者が現実退職金を受ける権利を保護するかどうかという問題はまた別でございまして、法人税をかけます場合に、一体、その期において生じたいわゆる経費に当たるものを引くか引かないかというのが退職給与引当金の問題でございまして。

の局長の答弁ではとても納得できないし、これも時間の関係があるからまた引き続き議論を続けたいことを申し上げて、最後にもう一点だけお聞きをしておきます。

これは最後の質問の点ですけれども、基礎控除について何つておきたいのです。いま二十六万といふことですが、そもそも基礎控除とは一体どういふものなんでしょうか、それをお尋ねしたい。

○中樞政府委員 まず一人世帯におきまします計費というものを頭に置きまして、その標準的なものは課税除外をいたしますというときに、幾ら所得税の基礎控除として考へたらいいかというものでございまして。

○荒木委員 つまり、それは何を目安にしておるわけですか、概念としては。

○中樞政府委員 標準的な一人世帯の家計費でございまして。

○荒木委員 そういたしますと、いまの標準的な一人世帯の家計費というのはどのくらいですか。

○中樞政府委員 人事院の調べによります一人世帯の標準生活費は、三万九千二百円といふことに四十九年度の調査でなつております。(荒木委員「年ですか」と呼ぶ)

○荒木委員 三万九千二百円という、年でどのくらいになりますか。五十万くらいですか。そうすると、二十六万ではその半分じゃないでしようか。

○中樞政府委員 私どもは給与所得控除というの、その場合に考へますので、五十万円の給与所得控除の最低限がございまして、それを加算いたしまして十分賄ふと考へております。

○荒木委員 それはいいでしよう。では、所得税法上の基礎控除というのは給与所得者であつて、それ以外の者は対象にせぬ、こういう考へですか。それ以外の人、もちろん全国民を対象にしておるわけでしょう。だとしたら、いま局長おつしやうた五十万。にもかかわらず、皆さんの措置は二十

六万。これはどういうことでしょうか。

○中橋政府委員 事業所得者として、給与所得者のたとえば初任給が幾らあるかということがおおよそ事業所得者として継続をしていく場合の目安になると思いますので、給与所得者の初任給がさつき申しましたような金額をカバーするということとでございますれば、ほぼ事業所得者としてもそういう所得があるというふうに推定されま

す。

○荒木委員 いや、標準生活費でおっしゃったんでしよう。局長、標準生活費というのが基礎控除の考え方だ、こう言われた。給与所得とか事業所得とか所得面じゃなくて、要するに控除するんだから、その概念の中身は何かと聞いたら、標準生活費とおっしゃった。これは五十万。なのになぜ二十六万か、これを聞いています。

○中橋政府委員 先ほど申しましたような基礎控除なら基礎控除という一人世帯の生活費というものをどれだけカバーしなければならぬかという問題は、前から当委員会におきましてもお答えをしておるとおりでございます。現実に出しますもの、たとえば、先ほど申しましたような年に五十万円というものを全部基礎控除でカバーしなければならぬかと言つと、だんだん生活が豊かになってまいりますれば、それは必要ないわけでございます。過去におきましては、確かに非常に低い課税最低限、低い家計のときにはそれがほぼ同じようにカバーをいたしておるということとございましてけれども、だんだん生計が豊かになってくるということになりますれば、家計費と基礎控除との関係というものは、従来とはかなり違った様相で十分であらうと思っております。

○荒木委員 どうも初めの答弁と大分違うのじゃないですか。標準生活費がもとだ、こうおっしゃるから、標準生活費は幾らですか、それは五十万。それでは法律で最低生活費と定めておるのがありますね、生活保護費、これは幾らでしよう。一級地、東京都の場合十七歳で住宅費を入れて百五万、局長よろしいですか。最低生活費で百五万、

これをカバーできるのかできないのかというのがどうでしよう。これは明らかにできないでしよう。だから、標準生活費を基準にしておる、生活費をカバーする、こうおっしゃるなら、基礎控除をもつと引き上げなければならぬのじゃないでしようか。

給与所得控除とかあるいは標準世帯とかおっしゃるけれども、いま世帯課税じゃないでしよう、個人課税なんだから。また、給与所得者だけの給与所得者所得税法というものをくっつけておるなら別です。しかし、いまは全国民を対象にしておるのですから、ベースとしての基礎控除は生活保護の基準よりもはるかに低い状態ですね、二十六万。それはいいと思つていらつしやるかどうか、どうですか。

○中橋政府委員 先ほどおっしゃいました生活保護につきましても、たとえば住宅についての程度の保護費が出ておるかとか、あるいはほかの職業についておられますときの勤労控除はいかに見るとかという問題がございします。そういうものも勘案いたさなければなりませんし、それから、たとえば十八歳の男にしまして、先ほど私が申しましたようなものを控除しましたものの生活保護基準額が一体幾らであるかというのを見ますけれども、その場合にも、いわば屈強の十八歳の男で生活保護を受けておるというのはほとんど考えられないわけでございます。そういう人はおおよそもう少し高い収入を持っておるものでございしますから、私が申します標準生活費の中で所得税で見なければならぬものというものは、そういうものも十分カバーいたしておると思ひます。

○荒木委員 現実にはカバーしておるかどうかと聞いておるのじゃないのです。基礎控除とは何か、それについて具体的に言っておるわけですか。五十万と二十六万、百五万と二十六万。こういうものもあるかもしれないし、こういうものもあるかもしれないし、こういふものもあるかもしれないし、それなら具体的に言つてください。たとえば東京都の場合、十七歳、第一類だけで四十六万七千五百五十五円です。第

二類、雑費だとかそういうものを一切除いて、衣と食だけでどうですか。二十歳から四十歳の場合は、これも第一類だけで四十万円、住居費を除いて七十六万五千円です。それから十八歳から十九歳の場合、みんな同じで、国の決めておる最低限度の生活費の衣食だけでいまの基礎控除の倍以上になる。だとしたら、やはり低過ぎるのじゃないでしようか。

ですから、考え方として基礎控除というものをそういうふうにとるなら、これはそういうほかの生活保護費だとか標準生活費というものに比べて低ければ、それをめどに努力するのが普通だと思います。だから全体としてどの程度カバーしていただきますかと、あるいは給与所得者を含めてどの程度の態様でしようかということをお願いしているのじゃないんです。基礎控除というものは一体どういうものか、それについていまの金額でいいという論拠はどこか、こう聞いているのですから、問題をほかへそらさないで、その問題についてはつきり答えていただきたい。もしほかにこういうものも入っているんじゃないかというのならその数字を示してください。二十六万はどの数字をとつた低い、こういうことを言っているのです。

○中橋政府委員 先ほど申しました一人世帯におきますところの生活費を考えます場合に、一体一番多い形の一人世帯というのはいくつものかというのを判断いたさなければなりません。いまお示しのように、生活保護世帯でたとえば十八歳の男一人というふうなものは非常に希有な、ありましたとしても希有な例でございます。われわれが一人世帯の家計というものの基礎控除の金額を算定する場合に一番考えますのは、やはりそれが事例として一番多い給与所得者を考えればよろしいというところで基礎控除金額を定めておるわけでありま

す。

○荒木委員 理事さんが再々おっしゃっておりますからこれでかわらしていただきますけれども、希有なものならそんなものは基礎にならぬでし

う。基礎の控除だ、こう言うのだから、基礎と言ふ以上はその基礎を内容の充実したものにしていくのは当然でしよう。ですから私はそれを言ひましたので、あまり再々時間の点のお話がありまして、当初の予定もあつたと思ひますので、これはまた引き続き御意見を伺いたいということにしまして、私の質問はこれで終わらしていただきます。

○上村委員長 山中吾郎君。

○山中(吾)委員 いま提案になっております法人税の一部改正の中身を見ると、ごく簡単なものであつて、同族会社の留保所得課税に対する定額控除額の引き上げと徴税手続の問題ばかりのようでありまして、これを一千万から千五百万に引き上げておるわけでありまして、同族会社だけに定額控除制度を法律が採用しておる理由はどこにあるのですか。

○中橋政府委員 同族会社と申しますのは、個人及びその近親者でもって組織をせられておる会社でございます。それから、いわばその同族会社が得ました利益の処分についてはかなり自由な面があるわけでありまして、そこで、税制上、一番比較検討しなければならぬものは個人企業との関係でございます。同族会社におきまして利益を上げましたときに、同族会社の経営者として一番考えますことは、税金面で申し上げれば、その上げました利益を会社に留保するのがよろしいのか、あるいは賞与として、あるいは配当として重役なり株主に配分をした方が得かということになるわけでございます。

そのときに一番税金の面でインセンティブが強いのは、恐らく法人税率と個人が配当として受けましたときに受ける税率との関連から申しまして、同族会社に留保した方がそのときの税金は安く済むということが起こり得るわけでございます。そういうことが同族会社について非常に多いわけでございますから、留保金課税をその場合には行ひまして、配当をしなくてもその法人という形で得ました利益についての課税と、個人企

業において利益を得ましたものに対する課税とを
はば権衡あらしめるといふのが、そもも同族会
社の留保金課税制度を設けた趣旨でございます。
○山中(吾)委員 どうも私は専門家でないのでわ
かりにくいのですが、同族会社というのはみなし
個人企業というような思想に立っているわけでは
ないか。どういふことなんですか。

○中樞政府委員 同族会社はやはり会社でござい
ますから、そういう会社としましての課税をも
ちろん行なうわけでございしますけれども、やは
りそこには働きます経営者の税金に対する配慮とい
う点につきましては、おっしゃいましたようにかな
り個人的な恣意が貫かれてまして、留保した方が得
なのか配当した方が得なのかというのを考える
というのを前提としております。

○山中(吾)委員 どうも私素人ですからわからぬ
が、はつきりしないので立法の精神を聞きたいと
思うのですが、大体同族会社の場合は親兄弟が株
主になっておるのですから、個人に分配されても
同族会社内部に留保されても、その資産とか利益
に対する支配力は変わらない。会社に残しておい
ても全部一〇〇%コントロールできる。田中さん
の屋敷の中に同族会社の所有地があつても
自分の宅地にみんな使われるということと同じ
ように、個人の所有と同じものになっている、こ
ういふことの場合に、内部留保したものに對して
税金の控除制度をほとんど多くしていくというこ
とは、何か合法的脱税機構を大蔵省で公認してい
るということになるのではないか、私は読んでそ
ういふ感想を持つのです。その点はどうなん
ですか。

○中樞政府委員 同族会社の留保金課税を設けて
おる趣旨は先ほど御説明したとおりでございま
すが、いま御質問の控除額をほとんど上げてい
くことはむしろその精神に反するではないかとい
うことでございしましたら、ちょっと私は勘違いし
てお答えをいたしました。

確かに留保金課税の考え方を徹底いたしますと
ば、そういう控除は一切なしでやっちゃいかるべ
き

ものであります。ただ、同族会社にも大小ござい
まして、一番留保金課税をしなければならぬとい
いますのは、たとえば同族会社として留保しま
したときにかかる法人税率と、それからそれを配
当して株主が受けましたときに受ける個人の
所得税率と比較をいたしまして、そういう場合に
法人に留保した方が得であるという場合に、留保
いたしましたものを留保金課税でもってそのアンバ
ランスを解消しようというものでございしますか
ら、ある程度大きくない中小法人につきましては、
その留保金課税をやめても適当なものでございま
す。

それからまたもう一つ、一般の大会社、所有と
経営が分離いたしております会社につきましては、
外部資金の調達というのが非常に容易でございま
すが、同族会社と申しますのは、そこは同族会社
でございしますから、もちろんそういう道もあり
ましようけれども、みずから会社として得ました
利益を内部留保することによって拡張を図らなけ
ればならないという面も非常に強いわけでござ
います。そうしますと、いわば一般の会社が自分
の利益を上げてまして、それを内部留保しまして拡
張をするという程度までは留保金課税をやめても
適當ではないかという考えも出るわけでございま
す。そういうような観点から、今日、留保金課税
につきましては御指摘のような金額なりあるい
は率なりで非課税という制度を導入しておるわけ
でございします。

○山中(吾)委員 次官、私の質問を聞いていまし
たか。親兄弟で組織しておる同族会社ですね。留
保しようが分配しようが同じようにコントロール
できる所有権だと思ふのです。どうにも使える。
留保しておいても分けても、自分の事業目的に使
おうと思つたらどちらにも使える。ところが、留
保したときに千五百万までは定額控除で税金を取
らないという制度を公認することは、合法的脱税
機構を國家が承認していることにならないのかと
いうふうに私は読んでおるわけですね。そうじゃなく
て、はかにこつこつ社会的な積極的な目的があつてこ

ういう税制をとっているのだという説明があるの
か、それを聞きたいのです。

局長の話は、後で速記録をみないとわからぬの
です。はつきり頭に入らないのです。次官は、こ
の制度の合理的根拠がどこにあるのかということ
を、もし説明できればしてもらいたい。私も、こ
の制度の立法の精神というのか、社会的な機能が
どこにあるのかということを知りたいので言つて
いるのですから、それをお聞きすれば、次に移り
たい。

○森(美)政府委員 それは脱法行為かどうかと言
われますと多少問題がございしますが、いままで千
万でやつておつたわけでございします。それをいろ
いろ社会情勢を判断いたしまして、今回千五百万
にしたわけでございまして、したがって、私ども
といたしましては、いい意味に理解していただき
たい、こう考えております。

○山中(吾)委員 いい意味に理解しようと思つて
お聞きしているのですが、親子兄弟仲よく共同財
産的なものをつくつて大いにいい事業をなさ
い、それじゃこれだけは税金はおまけするといふ
趣旨の説明なら一つの説明だし、そうでなくて、
とにかく税金を軽くするために形式的に親子兄
弟、株主になり社長になり副社長になって、千五
百万の内部留保は全部税金をなくするということ
だけが目的、それが奨励になつておれば、私は決
していい意味にもならないと思うのでお聞きした
のですが、どうも政府の方では積極的な理由はな
いのです。情性でこつこつにやっておるわ
けですか。

○中樞政府委員 同族会社の留保金課税を設けま
した趣旨は、いま山中委員が御指摘のように、親
兄弟でやつておりますから、かなり恣意的な支配
が可能であるということに着目をして設けた制度
でございします。その制度をせっかく設けましたの
に、何百万円までは、あるいは何千万円まではそ
れをかけたてよるしいとか、三五%までの分は
課税しなくてよろしいといふことになりました
のは、同族会社の留保金課税制度という観点から

申せば、一つの例外をつくつておることは確か
でございます。

その例外をつくりました趣旨は、先ほど申し
ましたように、中小の法人といふものは、一つ
には会社に留保をするのが得か、あるいは個人に
配当するののが得かというような判断をいたしま
す場合には、恐らく留保よりも配当をした方が得な
場合が多いわけでございします。そういう場合には、
普通は留保金課税というものは必要はないわけ
でございします。それが一つの理由でございします。

それから第二の理由は、同族会社と申しますの
は、特に中小の法人はみずからがもうけました利
益を内部に留保しまして拡張するよりほかに、な
かなか拡張する資力を得がたいといふものでござ
いしますから、それもある程度金額までは留保
金課税をしないことによつて中小法人の拡張の原
資を得やすいようにしてやろうということござ
います。

そういう二つの理由から、第一に申し上げまし
た趣旨でできました同族会社の留保金課税につ
きましての特例を講じておるものでございします。

○山中(吾)委員 私こつこつ質問を申し上げたの
は、現実には調査しておるわけではないです
が、書物によると、西独においては同族会社の法
人税は累進制をとつておるというのを見ました。
専門家がおりますからおわかりになると思ふ
のです。

そこで、同族会社といふのは個人事業とほとん
ど変わらないから、いわゆる法人税については累
進制思想はまだ多数派になつていないけれども、
同族会社に限つて西独が累進制をとつておるとい
うことが事実ならば、こつこつわが国の比例税制
を前提として控除額をほとんど多くしていくのは
逆行だといふ感じがしたので、西独の法律、制度
についての価値観と日本の価値観は違ふかもしれ
ぬけれども、どつちが正しいのか、どつちの方向
に持つていくのがいいのか、それをちよつと判定
したいと思つてお聞きしたので、西独は累進制
をとつておると書いてあるのですが、そうじゃな

いですが。
○中橋政府委員 いまおっしゃいました西独についても、わが国の同族会社の留保金課税をやっておるようでございます。したがって、山中委員のおっしゃいましたように、そういう累進制ということであれば、わが国の法人税制におきましても、いまの同族会社の留保金課税は、普通に取っておりまして法人税のほかに、ある限度を超えしたもののについては、一〇%、一五%、二〇%という累進税率で課税をいたしておるわけでございます。

それは一体何かといふますれば、わが国については、先ほど申しましたような法人企業と個人企業のバランスということでございますから、恐らくドイツにおきましても同じような理屈から、わが国におきましても同族会社と同じようなものについて課税をいたしておるものだろうというふうに思います。

○山中(吉)委員 それでわかりました。わが方がそういうとにかく累進的制度をとっておれば一応合理性があるのだと思うので、その説明で初めてわかった。

そこで、一般の法人税全体についてお聞きしたいのですけれども、昨年の法人税率の改正で、五十年において基本税率四〇%に、実効税率が四九・四七%になった。これで日本の法人税率が大体ヨーロッパ水準に達したということ、どうも法人税問題はもう終結したという感想をお持ちになっているのじゃないか。しかし私は、現在の法人税そのもののあり方を再検討しなければ、三木さんの言葉をかりれば社会的公正というものが依然として残る。むしろ特別措置法を若干手直ししても、法人税に対するわれわれが考えておる社会的公正はどうも直らない。どうしても法人税のあり方を根本的に再検討しなければ、社会的公正が実現しないという感想を持ったわけです。それは、比例税制による大法人と中小企業法人の不公平、一種の逆進制ですね、数字までいってなくても、だんだんと大法人に有利だという意味

の不公平、それから特別措置法による不公平、それからこれは受取り配当の損金算入ですか益金不算入ですか、どちらか知りませんが、そういうことのために日本の場合幾ら法人税率を上げても多くても、法人税の社会的公正というものは少しも解消されていないという感じがするのです。法人税そのものにメスを入れなければ、どうも国民の感覚から言っても法人税に対する不公平感というものはなくならないと思うのですが、いかがですか。

○中橋政府委員 確かに昨年の改正によりまして、いわゆる法人の実効税率といふものは欧米の水準に比肩するようになりました。その際、いま御指摘のように、そういった税率がかかるいわゆる課税所得の問題として、わが国の課税所得と欧米の課税所得とは一体的に比肩し得るのかどうかというのが問題になるわけでございます。

それに対して、一つは、いわゆる租税特別措置がございまして、あるいは先ほど御議論がございました引当金というのがわが国においては過大でないのかという議論もございまして、それからもう一つは、法人税の基本的な仕組みというものが一体今日のままでよいのかという問題。これは現象的には、いま御指摘のように、法人の受取配当を課税所得に入れないということがいいか悪いかという問題としてあらわれております。

第三番目の問題として、御指摘になりました大法人と中小法人との税率について累進制が必要なのかどうかという問題がございまして、第一の問題として、いわゆる課税所得として特別措置が一体、それをもろに減殺、圧縮いたしておりますから、その問題を常に見直さなければならぬという点、あるいは引当金が引き当てのために適正かどうかという点を見直さなければならぬ点、それは確かにあると思ひます。

第二の法人税の基本的な仕組みと申しますのは、これはもちろん今後根本的な検討を行わなければなりません、実はわが国においても十何年、来この問題をめぐっているいろいろな議論がありまして今日の形になっておりますが、むしろヨーロッパ的に申せば、その線はいま御指摘になったのと違つた方向、逆の方向に進んでおるようでございまして、それがいいか悪いかは、私はまだ今後のわが国における検討だと思つておりますけれども、そういう問題がございまして、第三番目の大法人と中小法人との間において、たとえば累進税率を採用することによりまして権衡をとるべきであるかどうかという問題につきましましては、これは実は国際的には余りそういった例はございせん。ドイツにおきましての御指摘も、これはわが国においてすでに同族会社として留保金課税としてやっておりますのでございまして、一般的な利益に対する課税に累進課税をとつておる国というのはそんなにないわけでございまして、せいぜいわが国がとつておりますように二段税率ぐらいでございまして、所得税に近いような累進税率をとらないのが法人税に対する考え方的一般的なものの方でございまして、

○山中(吉)委員 法人税の場合になぜ累進課税をとつては不合理かという説明が、いろいろの学者が書いているのを見ても私は納得しないわけなんだ。大きな所得を獲得したものに累進的に多く取るという原則は、個人であらうが法人であらうが同じであるべきだというのがわれわれの社会的公正感だと思うので、その説明がどうもつかない。そしてだんだん聞いていると、観念論としての課税と実在論にどうも絡んでくるのですね。そうではないのかね。それをばくにひとつわかるように説明してください。

○中橋政府委員 今日までいわゆる実在説、擬制説といふのは、確かにおっしゃる通りに、非常に概念を混乱する弊害があると私は思つております。法人は私が申し上げるまでもなく法律的には擬制の産物でございまして、当然法律でもって法人格を認めるということで初めて法人が成り立つわけでございます。その意味におきましては擬制説に立つておるわけでございまして、

しかし、いままで擬制説、実在説と言われましたのには、そういうことのために言つておるのではございせん、私が先ほど申しました第二番目に問題となること、すなわち、法人税の基本的な仕組みとして、法人の段階で生じた利益について法人税が一たんかかります、そしてそのかかったあとを配当として株主に配りましたときに、その法人の段階でかかった法人税を、配当として受け取りました株主の段階で調整をする必要があるかないかという問題が、これはもう各国とも非常に長い間議論を重ねてきた問題でございまして、

そこで、擬制説と申しますのは、そういう法人の段階でかけられました法人税を株主の段階で調整をすべしという議論でございまして、それを擬制説と称しておるわけでございまして、
実在説と申しますのは、そういう法人の利益について法人の段階でかけられました法人税を、配当を受け取ります株主の段階で調整する必要があるという立場に立つものを実在説と申しておるわけでございまして、

したがって、法人は、冒頭に申しましたように、あくまでも法律の産物であるという点におきましては擬制説の上に成り立つておるわけでございまして、実在説、擬制説と申しますときには、そういうことを言つておるのではありせん、法人の利益に対する課税と、それから流れ出るところの配当に対する課税を調整する必要があるかないかという観点から、擬制説、実在説ということとを言つておるのであります。

○山中(吉)委員 調節をしなければならぬという思想が擬制説の上に立つておるのではないかと私は思つておるからいま言つておるので、その辺をしっかりと割り切つて物の考え方を決めなければ、法人税といふものの合理化はなかなかできないと思ふ。これは何回もやはり国会で議論をせねばならぬと思ふのですが、どうですか次

官、個人と法人が社会的存在としては権利義務の主体として認められておる限りにおいては、この場面においても差別する何物もないと私は思うのです。

自然に生まれた人間も民法で権利義務の主体として認めるから法律上の人格になっているので、たとえば未成年は無能力者だと言ったら、これは権利主体から外れるわけです。だから、一定の人間の集団とか財産の集団も法律上権利義務の主体だと言ったら、これは明らかに社会的存在として社会生活における権利義務の主体、その点については、社会的存在としては個人も法人も何ら変わることはない。結局は法律に基づいて与えられた位置なんです。だから自然に人だつて、民法が満二十歳までは無能力とすれば、これは権利義務の主体じゃないのですから。

そういう意味において、個人と法人について、ヨーロッパの十八世紀のいわゆる個人主義思想で、個人だけが実在というふうな考え方の偏見で、法人という会社が何らかの擬制に感ずるということ私は間違ひだと思つてゐるのです。どちらも法律上権利義務の主体として認められておる、そこに何らの差別はない。したがつて、法人の活動によつて得た所得に対して、資産に対して、個人の活動によつて得た所得に対しても資産に対して、それを差別的に取り扱うという根拠はないじゃないか。だから、調節ということとはそういう思想がどこかにあつて来ているんじゃないかというのが私の感じなんです。どうですか、次官の感想は。○森(美)政府委員 どうも法律的には先生のおっしゃるようなものと思いますが、ただ経済の問題になりますと、やはり果たして別個であるかどうかという問題については、いろいろ議論のあるところだと思ひます。

○山中(吾)委員 経済的に所有権の主体、財産権の主体として認めておれば、個人事業であらうが法人事業であらうが、経済的には同じじゃないですか。ぱりつとそういう思想の上に立つて法人税

を考へるかどうかということが非常に違つた結論になる、ばくはそう思うのです。どこか違ひますか。

○中橋政府委員 そこは、法人の段階で得ました利益といふものは、配当としてその期以降に配分をされますか、あるいは解散をしましたときに株主に残余財産の分配として分けられるかというところが常にあるわけでございます。それを常に頭に置きながら考えますと、やはり法人が個人という法形態でもうけました利益と、それから個人という、そういうことがない者がもうけました利益といふのはおのずと経済的に違ふということ、課税上もやはりしんしゃくが違つてくるというわけでありまして。

○山中(吾)委員 個人でも七、八十年たつと死にますからね、その財産の帰属はどうなるかということもあり、法人もこれは破産をすれば……しかし、法人の場合は更生法その他で保護されて、むしろ永久的存在になつてゐると思う。相続はない。それは関係ないんじゃないか。

私は、やはりヨーロッパの思想といふものを受け売りしないで、日本の法人の場合にはもつと考へなければならぬと思うのは、これこそ終身年功序列型の法人であつて、従業員も企業愛といふものはヨーロッパと違ふのであるし、生涯の自分の職場と考へておる。一方、株主自身は企業の外から配当だけを考へておる一つの意識の自然な人であり、したがつて、私はその労働組合を形成しあるいは経営者になつておる者が、むしろ経済的にも法人の構成者であると思うのです。生涯の企業といふふうな考え、これをヨーロッパ的にしろ、あるいは日本の風土に合つてゐるから残せという議論は別にありますが、これはむしろ私はそう否定しないんだ。日本の法人といふのは、ヨーロッパのそういう翻訳書の中で理論をつくつて、税制までを考へることは間違ひではないのか。むしろ企業に対する意識とかいふふうなものから考へたならば、現実の企業、と言つて間違ひを起すから法人だね、法人格を持つたいわゆる法人の構成

者といふのはやはり経営者であり労働者である。現実には日本の場合については、銀行の預金者と同じように、株主が配当を考へる、いわゆる有利な利殖あるいは資産の保全の場所といふことになつてゐるんじゃないか。やはりその現実の上に立つて社会制度を考へるべきではないかといふふうに思うのですが、どうですか。

○中橋政府委員 法人といふものができましてからは所有と経営といふものが分離することが可能になつたわけでございます。したがつて、日本の企業、その企業の中におります者の企業観といふものが外国と違つておると言ひまして、所有と経営の分離といふことはまさに同じでございます。まして、そういう場合には、たとへば事業を営んでおる者が非常に有能であり、長くそれを経営し、また外部の人でもそういうものとして意識をすゝとしましても、依然として所有をいたしております株主といふのが現に存在するわけでございます。

したがつて、やはり何といひましても、その株主がおります以上は、その法人と株主との関係といふものを無視し得ないわけでございます。それから、その場合に、企業そのものが全く株主から離れてしまつておるといふふうにはなかなか割り切れないものがあるわけでございます。

○山中(吾)委員 個々の株主は配当だけを考へておるので、やはり法人の外にあるんじゃないですか。ただ、株主総会といふのが一つの法人の機関として存在しておるが、これはいわゆる経営協同会であつて、個々の株主はそんなものは関心ない。やはり税といふものは実態に基づいて課すべきである。形式で課すといふことになる大変な不公平、もう国民から言へば、不公平のものとしかならない。やはり実態といふものの上に立つて税といふものは考へないと、税の不公平感といふものは大変なことになると思ひます。

形式的法律論から言へば株主総会といふものがあるが、株主総会といふのは総会屋でどうにもなるのだし、実際はそうでないところは経営者会議

でしょう。経営者といふのは、いわゆる株がなくても経営者になれるわけですから、その辺はどうももう少し税を考へる場合に、実は国会でも原点に戻つて、現実の法人のあり方の中から、税制をわれわれは立法論としても考へるべきでないかといふことを痛感するのです。

ことに大法人の場合には経済的支配者でもあつて、国民経済には大きな影響力を与える、いわゆる管理価格の決定権まである意味では持つ。私は教育も支配しておると思ひます。文部省の教育審議会には財界、法人の代表者が入つて、その影響力といふのは大変で、ある意味では文教政策を曲げておるのです。つまり政治を支配しておる。企業、法人が政治献金をできるといふことによつて、これは実質の参政権です。何億といふものを政党に献金することによつて一定の政策に影響を与へ、ある程度提案をしておるようなものから、一般の国民は一票しか投じないが、献金に基づく参政権といふものも与えられておると思ひます。

だから、経済を支配し、政治を支配し、教育を支配しておる。本当を言へば、人間まで支配しておるのだ。低賃金労働といふことを言へば、理屈を言へば。そういうところまで来ておるいわゆる大法人の社会的機能の立場からその税制を考へなければならぬんじゃないか。ことに大法人といふのは、下水道から道路から、その一定の所在する都市の公共施設の半分くらいは大企業が使つておるようなものではないのか。そういう実態の上に立つて法人税を考へるべきではないか。だから私は、累進税といふものはやはり緩慢であつても考へなければいかぬのではないかとどうも思ひます。私は学者じゃないですからね。どうですか。

○中橋政府委員 いろいろ山中委員がおっしゃいました法人に対する経済的な評価といふものはあると思ひます。現にそういうような評価があればこそ、法人に対する課税といふのがだんだん各国において行われてくるようになったものでありま

す。例に山中委員のおっしゃいますような考え方をとりまして、私が先ほど第二の問題点というところで申し上げました配当に対する課税の調整問題という観点でこれを取り上げておりますのは、いわば一番端にあって山中委員に一番近い考え方をしておるのはアメリカでございます。それから、一番反対の立場に立っておりますのはイギリスでございます。その間にわが国があり、あるいはフランスがあり、あるいは改正案におきますドイツがあるわけでございます。ですから、そういう配当に対する課税の調整問題とすれば、いろいろな考え方が成り立ち得ると思います。

その場合に、いまおっしゃいますように、それから法人について累進税率を適用すべきであるという考えをとつておる国は、実はアメリカから右はイギリスにおきましてもないわけでございます。二段税率は確かにございます。わが国の二段税率程度のものでございますけれども、累進税率をとつておるといふ国はございません。ですから、おっしゃいます論点を突き詰めていきましても、配当に対する課税問題としての違いは出てまいりましようけれども、おっしゃいますように、したがって、累進税率を適用すべきであるというその点になりますれば、法人というものは株主から構成をせられておるといふことで、累進税率をとつていないのが国際的な通念であると申し上げても誤りでないと思っております。

○山中(吉)委員 その通念を日本が破るべきだという論なんだ、私は。

○森美(美)政府委員 本問題にしましては、税制調査会で特別部会まで設けていろいろ検討されているようにございますが、法人と言いましても、十九万五千で、八百屋さんでもグリーンニング屋さんでも会社になれるような状態でございまして、また大企業が、累進課税をつけますと企業の分割というふうな、わざわざ小さくしてやるような事態も起こる可能性もございまして、またもう一方、国際社会に出ていくのに、生産性の向上その他やはり資本の蓄積という問題も必要かもわかりませ

んし、私も、いまここで結論を当然出せる性質のものでもございせんので、それなりに研究は続けさせていただきたいと思ひます。

○山中(吉)委員 余り大企業化することのスピードを抑えるために、社会的な意味においても累進課税の検討をすべきであり、累進の傾斜は別です。それから、企業が大企業になつて国民経済に影響力を与えるに比例をして、独断法その他の法律をつくるまでもなく、国民経済に対する影響力に比例して、おのずから大法人は公共化するものであるという価値観をつくるべきだと思ひます。それだけの一つの社会的、経済的地位を大法人が持つわけですから、だから、最大利潤の追求の経営哲学を適正利潤の経営哲学に移行するべきものである。そういうことも含んで、ヨーロッパ——日本というのは、どこかの国がやつたものしかやらないですからね。一遍、日本だけの制度を創造するようなことがあつてしかるべきだという意味で申し上げておるわけです。

それをなぜ申し上げますかと、たとえば、岩手には釜石という市があるのです。人口五万。あそこには新日鉄の釜石製鉄所がある。人口五万のうちで一万五千ぐらゐはその従業員です。それから市の三分の二ぐらゐは会社の土地でしやう。それから港湾はほとんど新日鉄が使う。ところが、国の投資というものはそのためにもう大変な投資をしておる。そして市長の選挙でも、その会社のものを投票すると思へば市長に出せる。市会議長もちゃんとできる。だから、五万の釜石における一つの大法人の存在というのは、経済的、政治的、あらゆるものをコントロールできるといふ存在なんです。

ところが、それに対する市民税というものは、法人税は国ですから、固定資産税があつても大したものじゃない。そういう矛盾というものがあつて、そういう一つの法人は、社会的存在としては擬制的なものの考え方でなくて、社会的利益を受けておるに成じた責任もあるわけですから、そういうことを考えてみると、やはり税法を見ると非

常に矛盾を感じる。こういうことは私は国会の中でもっと議論をすべきだと思ひるので、若干控除額を上げたとか特別措置を若干どうしたというふうなことを幾らやっても何となく空虚感を感じるので申し上げておるわけでありませう。

私は四時に終わりますので、そういう思想のもとに一つ提案だけしておきたいと思ひますが、こういうことだつて一つの税制として考えられるのではないかと申し上げておきたい。

法人が大学の卒業生を雇用する場合には、私は人材雇用税を取つてもいいのじゃないかとさへ思ふ。一人の国民を大学まで出すのには大体額は五百万、国は小、中学校の教育費を計算すると大体五百万ぐらゐかかつておる。つまり、大学卒のいわゆる優秀な技術労働者を出すのに一千万はかかつておるのです。その一千万もかかつておる人間を大法人が自由に自分で選択して使へる。人材雇用税をむしろ出すべきだと私は思ふ。一年に大学卒業生一人に一万、三十年の勤続なら三十万ぐらゐは人材を活用することのできることに對する税があつてもしかるべきだとさへ思ふのです。

そういうことを考えてみると、経済成長政策というならば、また大法人にうんと利益を与えてしやうをたたくといふことの政策的な意味があるいは税の中に入るのもこれは一つの何だろが、安定経済、スピードと安定といふものとのバランスをとつていくという政策に立つならば、もつと税の公平化を図つていくべきではないか。したがつて、税法の改正について、税制調査会において、いままでと同じような人ばかり集めても角度的な変わった発想が出ないものであるし、もう少し法人税のあり方を根本的に検討され、その上に立つた税法の改正案が国会に提案されることを期待して、私は終わりたいと思ひます。

○上村委員長 坂口力君。

○坂口委員 きようはいろいろの角度からお聞きをしたいわけでございますが、最初に医療法人の問題をひとつお聞きをしておきたいと思ひます。先日税制調査会の副会長さんでございました

かお見えになりました、いろいろ意見の開陳がございましたが、その中で租税特別措置に対するかなり厳しいお言葉がございまして、その御意見等も承つたわけでございませうけれども、単なる診療所の七二プロの問題だけじゃない、医療機関全体から見ますと、かなり多種多様な税制の問題がございまして。特に大きい病院、それも私立の病院とそれから診療所というものにつきましてはかなりの違いもございまして、また病院形態によりまして内容もかなり違つておることは御承知のとおりでございます。

いまさら申し上げるまでもなく、現在の医療制度そのものの中にいろいろの問題がございまして、その中の一面の税制だけを考へるわけではございませうが、いろいろそこに無理も来るわけではございませうが、いずれにいたしまして、現在の現物給付、出来高払いというふうな制度の中で、それが公立病院であつて、それが私立の病院であつて、あるいはまた診療所であつて、同じ形態の中で医療が行われておるわけでございまして。その中で、たとえば最近問題になつておりますように、自治体病院等が非常に赤字で、どうにもこうにもやつていけないといふような問題が出ておりますし、また日赤や済生会だといふような病院においてももしかりでございます。

そういう反面、私立の病院はどうかということを見ますと、やはりかなり厳しい内容のところもございまして、それから利益がかなり上がつておるところもあるわけではございませう。これは、先ほど申し上げたように、同じような現物給付、出来高払い、この制度の中で自治体病院が非常に赤字で困つておる、そして一方の私の病院は悠々とやつていけるわけは決してないわけでありまして、もし仮にそうだとすれば、自治体病院等がかなり放漫財政なのか、さもなくば私立の病院の方がかなり厳しい経営をしておるということなのか、いずれかということになるだろうと思ひます。

私立の病院を見ましたときに、やはり人の問題にいたしまして内容の設備等にいたしまして

も、かなり厳しい条件の中で仕事をしておみえになることが多いと思います。しかし、自治体病院がそれほど全部、放漫財政であるとは考えられないわけでありまして、正常にとまてはいかない非常に厳しい条件の中ですから、なかなか健全な財政が保てないというのが現在の地方自治体の病院ではないかと思うわけです。

それに対処するには、若干問題もございませうけれども、私立の病院、多くの場合には医療法人になるわけですが、その経営が決して楽なわけはないわけでありまして、かなり厳しい状態であるのが当然だろうと思うわけです。四十八年度の資料が私の方にもないので、昭和四十七年の国税庁が調べにいたしました私立の病院の結果を拝見いたしますと、欠損を出しておみえになるものが三百七十三件、それから利益を上げたものが千七百三十五件ございませうが、そのうち百万円未満のものが百四十四、百万から五百万の間が三百四十六、五百万以上で一千万未満というものが三百四十四、それから一千万以上で五千万未満というものが八百三十一、五千万以上一億円未満というものが六十、一億円以上というものが十、こういうふうな結果が出ております。

これで見ますと、一千万から五千万の間とところが率としては一番高くなっているのです、この数字だけを見ますとやっけていけるんじゃないかという結果になるだろうと思うのですが、これはあくまでも私立の病院でありますから、もう赤字になればやっけていけないわけでありまして、この数字が出てくる裏に、果たしてこれが正常な医療が行われた上でこういうふうになっているのか、非常に厳しいいろいろな条件の中でやっけてこういう結果が出てくるのかということが一番大きな問題になるだろうと思うわけでありませう。病院の場合には同じ経営と申ししても、その経営成果というものは、一般の企業のように利潤が上がったかどうかということが目安にならないと思うわけです。病院でありますからその効果が上がったかどうかは、その医療効果があつたかどうかという

ことによって決定されるべきものだと思うわけ

です。そういたしますと、いわゆる経営の改善と申しますか、経営がうまくいかなかった場合にその改善をどうやらやっけていくというときに、いわゆる生産性原理というものを導入して立て直しをしていくという形をとりますと、結局従業員の人数を減らすかあるいはまた余分な仕事をやめるか、そうして一方において患者の数をふやすということをしなければいけない。そうすればするほど、一人一人の患者に対する医療サービスというものは低下をせざるを得ないという、そこに特殊性があるわけでございます。このことを抜きにして医療法人等の税制の問題は論じられないであらう、こう思うわけでありませう。このことについては恐らく皆さんも異論はないだろうと思いますが、また後で御意見があればお聞かせをいただきたいと思

います。その中で医療法人でございませうけれども、医療法人は医療の公共性ということから医療法の第五十四条によつて、いわゆる利益配当というものを禁止されていると思うわけですが、しかし、いま一般商社会と同じように法人税はかけられております。この利益配当を禁止しているというのとは、恐らく資本の蓄積ということをやはりその根底にしているのではないかと私は考えるわけでございますが、この点何か御意見がございましたら、ま

ずお聞きしておきませう。

○中橋政府委員 医療法人におきまして剰余金の配当を禁止いたしておりますのは、御趣旨のよう、できるだけそれによつて内部留保を厚くする、という趣旨だと思つております。○坂口委員 そういう意味からいたしますと、この利益配当というものを禁止しているというのは一つの方法であらうというふうにも考えるわけでありませう。こういうふうな考え方で行くのなら、やはりすべての問題がこの考え方のもとに統一して行われなければならないというふうな考えわけです。私立の病院じゃなしに診療所の場合

を見ますと、これは個人の利益とそれからその診療所の所得というものがミックスした形になつてしまつて、はっきりその選別がつかないような形になるわけでありませうが、病院の場合には、特に医療法人の場合にはその点はつきりしているわけでありませうけれども、たとえば建築をするとかあるいは内部のいろいろな設備を充実するといふような問題がございませう。この建築だとかあるいは設備の充実ということができ得る限りできやうものなようにという配慮からこの利益配当というものを禁止しているのではないかと申すわけでございます。いまお答えになつたのも大体そういう意味ではないかと思つております。

ところが、減価償却の問題を見まして、これが最近かなり改善はされましたけれども、以前はこの建築物一つとりましても、普通のホテルでありますとか、そういうものよりもこの期間が長かつたというふうなことがございまして、最近では病院の場合も大体ホテル並みになつてきたわけでありませうが、こういう減価償却の問題一つとりましても、普通のホテルや旅館と同じように扱われていてという側面がございませう。これは私の記憶に間違いがなければ、現在、普通の病院、鉄筋コンクリート建てで五十年だろうと思つて、しかこれだけ激しい人の出入りのあるところ、しかもいろいろな機械器具等を持ち込んだりというところ、五十年というのはいささか無理な感じがするわけなんです。それから、中へ入れます機械器具等を見ましても、妥当なものもございませうし、非常に妥当でないものもあるわけなんです。こういうふうな建物だとか、それからそれの中に備えつけます設備というふうなものは、できるだけしやすくていいものが、これもまた一つの税制上の問題ではないかと思つております。

そういう意味で、諸外国の例を調べてみますと、アメリカやそれからスウェーデンあたりでは、いわゆる自由償却制度というものを採用いたしております。日本にも特別償却制度というのがあるわけでありませうが、この自由償却制度というのを

取り入れて、でき得る限り私立の病院が上がった利益の中から施設やそれから設備に努力をするような、それに対する前向きな姿勢がとられていくというふうな思いわけでありませう。

それで、この医療法の第五十四条による利益配当を禁止しているということ、それからホテル並みの減価償却の期間というものの間には少し矛盾した内容があらはれないか、もう少し積極的に、上がった利益の中から設備や建築物の方に向けられていく、そうして、それがまた地域住民や患者の方のサービスに、再生産の方向に向かつていくという方向にこれはすべきではないかと思つて、その点いかがでございませうか。

○中橋政府委員 医療法人におきまして、いまおっしゃいますように、医療機械を充実していただいて、診療の水準を高めるといふことは望ましいことだと思つております。ただ、わが国の償却制度全般につきましては、いまお示しのように、たとえばアメリカ流のそういう中央のラインの二〇%以内で自由に償却ができるというふうな制度をとつておりませう。それにかえる特別償却制度がございませうが、医療法人も現在取得される設備につきましては、初年度五分の一の特別償却制度というのはいささか適用になり得る制度になつております。そのほかに、果たしてもっと高い特別償却率を採用すべき機械があるいは今後入りますれば、今日ありますような特別の償却制度としてとることも可能かと思つて、今日まではまだ残念ながらそういう機械がございませう。今後の推移を待ちまして、そういうものがございませうればまた検討をいたしてみたいと思つております。

○坂口委員 たとえば西ドイツの例でありますと、病院施設に対しまして特別償却制度がありまして、いわゆる固定資産の取得年度及びその翌年度に不動産は三〇%、動産は五〇%の増し償却が行われていくだろうと思つております。いま局長の言葉にもありましたが、今後の推移を見ていただくことではございませうが、ひとつこれは今後の医療全体の税制の中で検討していただいていいこと

ではないか、こう考えるわけです。

いままで問題になりますのは、診療所のいわゆる七二%の問題だけが医療機関の税制の問題としてクロージアップされて、ほかのことが存外見失われておりますけれども、いま申しましたようなことは、すぐれた医療を保つていくためには非常に重要なことではないかと考えるわけです。そういう意味で、そういうキカイがいままでなくてという御発言は、そういうチャンスがなくてという意味でございますか、それとも機械器具という意味でございますか。その点もう少しはっきりとしたお答えをいただいで、できる限り——現在まではチャンスの方もなかったということかもしれませんが、そうではなしに、この問題をひとつ今後の検討項目の中に入れていただきたい、かように考えますが、いかがですか。

○中橋政府委員 私が申し上げましたのは、特別償却にふさわしい医療機械器具、装置、そういうようなものについて、まだ今日まで私どもが採用したものもなかったということでも申し上げたわけでございます。もちろん、医療全般につきましても、ただいまお示しのように、個人の社会保険診療報酬の問題もございまして、それから診療体系自体として、恐らくそれが契機となりまして技術上という問題、それが先ほどお示しのような医療法人の赤字経営というものと関連いたしまして、また医療法人全体として建物、機械器具の問題も今後あわせて検討しなければならぬという事態に立ちますれば、私どもも十分適当なものについてそういう考えを検討したいと思っております。

○坂口委員 それからもう一つ、みなし法人の課税制度がございまして、このみなし法人の制度そのものは評価すべきだというふうに思いますが、特に診療所の場合は、先ほど申しましたとおり、個人の所得と診療所の所得とがミックスした形で出てくるということがありますので、それをある程度区別するというようになりますと、その制度を評価すべきだと思うわけですが、存

外にこの制度をやっておみえになるところが少ないわけなんです。大体二%以内ぐらいな程度ではないかと思いますが、このみなし法人課税制度というものができてからまだ日が浅いということもありましようし、その他もろもろの条件もあるうかと思いますが、これがい制度だというのに、わりに進められていない理由には、やはりここに踏み切りにくい幾つかの条件もあるのだろうと思うわけです。

その一つには手続上の問題もありましようし、それからいわゆる事業主報酬額の変更というものが非常にむずかしいという面もあると思うのです。一度届け出された事業主報酬額というものは、年の途中では一切変更することができないという条件がついておられますし、あるいはまた、本制度の採用者が中途でいわゆるみなし法人課税の選択を取りやめた場合には、それ以後の年度においては再びこの制度を利用することができないというような条件もついているわけです。

それからもう一つは、いわゆるみなし配当について、このみなし法人所得の七二%を配当とみなすというところは、法人企業における利益配当とのバランス上設定されたものだろうと思うわけですが、先ほど申しました医療法五十四条の医療法人におけるいわゆる配当禁止ということとのバランスから見るといささか矛盾をするような気もするわけですが、これに対して何か御意見ございせんか。

○中橋政府委員 みなし法人制度を導入しました経緯といえますのが、実は個人の青色事業者が事業主の報酬をそのままの形で分別課税してほしいというのが発端でございました。しかし、それは私どもからしますれば、やはり法人形態をとればともかくも、個人形態をとるなら単に事業主の報酬を自分で決めたからと言ってそれを分別課税するということではできないことではございまして、そこで今日のみなし法人制度ということでは、実質的には法人形態をとったと同じような措置を講じていただければ、そういうような課税上の効果

を及ぼしましようということで設けたものでございします。

したがいまして、いまいろいろ御指摘の点がございまして手続上の難点といえますのは、やはり法人形態をとったならばというようなこととの権衡上どうしても避けたいわけではございまして、その手続上の難点は、冒頭の個人企業経営のまま事業主報酬を分別課税してほしいという要望には、端的に応じたいということを示しておるものだろうと思ひます。したがいまして、やはりみなし法人制度をとられるというときには、法人成りをしたと同じような難点を克服していただかなければならないということがあるわけではございします。

○坂口委員 御説明わからないわけじゃないのですが、先ほど指摘しましたような幾つかの点があるというところが、この制度に踏み切っていくにいく一つの壁になつてゐるのではないかと、このことを考えた上で御質問したわけです。

それからもう一つ、医療法人上の問題としまして、医療法人におきます理事というものは法人税法上の役員に該当するだろうと思ひます。医療法の第十条によりますと、一般病院の管理者というものは医師または歯科医師ということになつておりまして、さらに医療法人においては理事の中に管理者である医師を加えなければならぬ、こういうことになつてゐるわけです。そういたしますと、病院管理の責任を明確にしますために、院長ですとか副院長その他の医師が理事になることは一応避けることができない、そういう形態になつてゐるだろうと思ひます。

そういたしますと、この理事になつてゐる医師は、一方においては役員であり、一方においては使用人と申しますか自分で連日仕事をやらなければならない、一人二役をやらなければならない、そういう立場に立たされるわけです。これは法人税法上は使用人兼務役員という形になるべきではないかというように思ひますが、これはなつていないということ、そうすべきではないかと

いう意見もあるわけではございしますが、この意見に対してはいかがでございしますか。

○中橋政府委員 恐らく医療法人を設けました際に、やはり医療は医師がやらなければならないというところから、医療を経営する医療法人ということとを設けました場合に、やはりその管理者に医師を持つてくる、あるいは理事の中にその管理者たる医師を加えるということでもって調整したのだからと思ひます。そういうことを税制の側から見てもみれば、やはりその理事たる医師は医療法人の経営について非常に重要な役割りを演じられる人というふうに見なければならぬ地位にあると言へると思ひます。

今日、株式会社におきまして、たとえば常務取締役というところで会社の役員としての地位が非常に重要であるという表示をさせられましたならば、その人の仕事のいかんを問はずこれは使用人兼務重役ではなしに重役そのもの、重要な重役としていろいろ課税上扱うわけではございします。で、そういう類推をもつてしますれば、いまお示しのような管理者たる医師、その理事ということになりますれば、やはり医療法人の経営上非常に重要な役割りを勤められる方としまして、いわゆる使用人兼務重役ということにはなかなか見がたいと思ひます。

○坂口委員 病院の経営ということになりますと、やはり役員としての立場にあることは間違いないと思ひますが、一方において病院を支える一人の労働者であることにもまた間違いがないわけでありまして、その辺にこの議論の出る主な原因があるだろうと思ひます。このことについても今後ひとつ十分に御検討をいただきたい。いま結論が出ることはございせんが、最初に申し上げましたこと等を含めて、こういふこともきめ細かくひとつ御検討をいただきたいと思うわけではございします。

いずれにいたしましても、現在の医療の中におきます税制というものがいろいろの目で見られ、またいろいろの意見が出ておりますのも、やはり

問題をあいまいなままに過ぎさせてはならないというところであらうと思ひますし、何か政治的に解決をしようとするとか、あるいはまたこわいものにさわるような形で、おいておくということでは、これは国民の信頼を勝ち得ることはできないであらうと思ひます。やはりはつきりせしめるところははつきりとさせて、そして出すべきものは出して、そしてまた支払うべきものは支払うという、すつきりとした医療の中の税制というのが確立されなければならぬと思ひます。ですから、いわゆる平等という意味から、ただ何でもかんでも普通の企業と同じように、パーセントさえ同じ数字になつていけばいいというものでは決してない。それは、最初に申しましたような医療という特殊性、その背景となるものが非常に大きく違ふということを忘れてはならぬと思ひます。

そういう意味から、いまこの医療法人の問題の幾つかの点を指摘したわけでございますが、最近一番問題になつております七二プロの問題につきましては、先日の委員会でも私、質問をさせていたしましたが、あらあら了解できたわけでありましたけれども、了解できたとしても、ただ一つだけ、先日の質問でもはつきりしなかつた点は、病院なりそれから診療所でもいいわけですが、大きくないといふほど必要経費といふものがよくいらないといふ形で示されていまして、一千五百万までが七二プロで、五千万以上が五二プロでございまして、そういうふうに段階的に示されております。

ここで、私、心配しますのは、最近の自治体病院等も含めて見ておきますときに、存外大きい病院ほど非常に苦勞をなすつてゐる。非常に経営的に困難なところが多いことを考えますと、五千万円以上は五二プロでいいんだ、それから一千五百万までは七二プロでいいんだという分け方が、果たして本当に数字上をうなづいてゐるものであらうかどうかという点に対して、何となく

疑問を持たざるを得ないわけでは

この点について一つだけお聞かせをいただきたいわけですが、先日お聞きしましたときにも、いままでの青色申告等の中からアドバンダにサンプリングをして、その結果が大体五二プロであつた、こういう御答弁だつたと思ひます。それが、それは、こういう病院または診療所の規模別に集められた資料がそういう結果であつたのかどうか、その点だけひとつ明確にしたいと思ひます。

○中橋政府委員 あの変更案に示されております基本は、いわゆる実質的な経費は五二%を基本にいたしております。その五二%といふのは、収支の明細が明らかである青色申告をとつておりますお医者様について見て、自由診療分を除外しまして、社会保険診療部分の経費が一体どの程度であるのかというのから見たわけでございます。したがひまして、大体その結果によりまして五二%というのが、おおむね収入階層のいかんにかかわらず適用できるということで考えたわけでございます。

○坂口委員 そういたしますと、収入階層の別なくということでありまして、いわゆるラングづけをなすつたのはどういふわけでございますか。

○中橋政府委員 そこで、その五二%という、いわゆる実質的な経費率のほかにいろいろ特別の配慮を社会保険医について加える必要がありまうといふことで、一番収入階層の低い部分を七二%にたしして、上限におきまして五二%に漸次下がつていくことをしたわけでございまして、確かに収入階層が非常に高くなつてまいりますが、確かにそこにおきましてその経費率というものは上がつておる例がございます。それは何かといふと、先ほど来いろいろ御指摘のように、むしろ人件費が非常に大きなウェイトを占めておるわけでございます。大規模な診療所、病院の形態をとれば、その経費率というのはだんだん上がつてくることは当然でございます。

現在、七二%のあの特例措置が講ぜられておる

ものは一体どういふような社会保険医であるかといふことを申し上げれば、これは大体、やはり家業を中心としております診療所を対象にしておるものでございまして、それよりも大規模な、いわゆる医療法人とまではいきませんが、そういうものに類する経営をやつておられる大規模なものについて、すでに七二%を超えるような経費率の適用をやつて課税を受けておられるところがたくさんあるわけでございます。あるいはさらには、医療法人化してそういうものとしての課税を受けておられるところがあるわけでございます。それから、七二%のあの課税特例措置を改善しようといふときに、私どもの頭としては、やはりいわば家業としてやつてゐる診療所というのを頭に置いてまいりますから、そういう人件費のウェイトが非常に高くなつてきて、したがつて、実際、経費率が高くなつておるといふのは余り考える必要はないといふことで、五二%を基本にいたしまして、その上にいわば自家労働といふものに対する評価をどの程度に加えていいたらいふかといふことで、二〇%を加えたものから五%を加えたものまでを設定したものでございます。

○坂口委員 わかりました。

それからもう一つ、病院の医療法人の問題にいたしまして、それから診療所の問題にいたしまして、基本的な考え方の中にこういうふうなことが含まれてゐるかどうかといふことをもう一つだけ確認をさせていただきたいと思ひます。

それは初めに申しましたように、一般企業と医療機関というものは性格が非常に異なつてゐる。したがつて、その一年なら一年の結果のトータルだけを見て、そしてこれが黒字だからいいとか赤字だから悪いと一概に言えない点があるわけですね。たとえば、人を正規に雇わなければならぬだけきつちと雇つてやつておみえになるところもあるし、そうではなくて、本当は五人雇わなければならぬのだけれども、三人でどうにかこらうにかや切つていくところもあるであらう。まじやうし、そういうふうな内容を一応抜きにして、

て、結果を帳簿上だけ見て云々できにくいところがあるわけですね。置くべき人は置く、そしてまたきつちと整備すべきものはして、なおかつその上で、その結果がどうかといふことが本当は重要ではないかと思ひます。特に医療を受ける側の人間から見ますと、そういうふうな形で、なすべきことはなされて、置くべき人は置かれて、そして本当に良心的な医療が行われる、そういう中で初めて患者といふのはより多くの恩恵を受けることができるわけでありまして、よりよい医療といふものがそこから芽生えるであらうと思ひます。

そういうふうないろいろの条件がありますが、その条件が一応満たされた上で、果たして何%要するのかといふことが論じられるのか、そうではないに、とにかく、たとえば看護婦さんにしまして、看護婦さんが足りないといふこともありますが、置く人と人件費といふものが非常に高つくつし、それではやつていきにくい、だからもう看護婦さんは本来ならば置くべきなんだけれども、置かずに奥さんを相手にやつていくといふような形、そういうふうな形のところから出てきたものを集めて、そしてその値がたとえば五二%なら五二%になつてゐるから、これでいいんだといふ考え方と二通りあると私は思ふのですね。

それで、患者側の医療を受ける側の方から見ますと、それはやはり置くべき人を置いてもらひ、そして設備も置くべきものはきつちと置いてもらつた上で受けた方がよりよい医療が受けられることは、これはもう当然でありますから、したがつて、そういう医療が行われるような体制といふものがつくられなければならぬと思ひます。その辺のところを考慮に入れられてゐるかどうか。ちよつとこの私の言い回しが悪いものですが、御理解いただけたかどうかかわからないのですが、御理解いただけたら、その辺のところをひとつお答えいただきたいと思ひます。

○中橋政府委員 いまおっしゃいました点について、社会保険診療報酬自体の問題が確にあると

思います。設備をよくし、雇うべき人を雇って水準を高くすれば、やはりそれについては対価というのが高くなりますから、そういうことをあえて是認するという問題、これを別におきまして、税金だけのお話を申し上げれば、いま言われましたように非常にいい機械の償却が多くて、あるいは看護婦さんをたくさん雇っているというところでありました。恐らく今日の七二%という経費率を上回って非常に高い経費として現に課税を受けておられるところは多々ございます。

問題はそういうことでなしに、いまおっしゃいましたように、たとえば奥さんとかおうちの方も一人の看護婦さんのほかに動員をせられます、あるいはお医者さん自身の所得というものもいけば自家労働としての報酬というもので、これは所得税法上どうしても一体として課税をされるものでございまして、そこについてある程度の配慮をしようとしたのが実はあの改正の内容でございまして、それについてのしんしゃくをいろいろな形でやってみまして、一番多くて二〇%、一番少なくても五%、普通が五二%の経費にいたしましたというところでございまして、おっしゃいますように非常に水準の高い医療給付をしますというところは、もちろん理想でございまして、けれども、今日の税制七二%特例が一体どういうところに一番機能しておるのかといふことは、いま坂口委員が御指摘になったのは違つた、むしろ自家労働というもので非常に一生懸命やっておられるお医者さんに当たるものでございまして、それについてもかなりしんしゃくをしようというのが実はあの改正案なんでございます。

○坂口委員 私がい申し上げておりますのは、決して七二%がいいとか五二%がいいとかという問題ではないわけですが、国民の側からよりよい医療が受けられる体制をつくり上げるためにはどうなればならぬかというところからの発想から質問をしていくわけでありまして、そういうふうな立場からいろいろ考えると、たとえば看護婦さんを先ほど例にとりましたが、これが二人でいいところ

を四人も五人も雇うというのは、これは別でありまして、いわゆる必要最低限度の設備と人的配置をして、しかる上でのこの必要経費というものがどれだけかということ、それからただ経営ということだけに目をとられて、現状はもうできる限り人も設備も抑えに抑えた中の現状の結果と、その結果を見て基準にすべきものがかなり違ふじやないかというところを申し上げておるわけです。

ですから、よりよい医療の場をつくらうというところを考えたとき、ただ現状のパーセントだけに目をとられて、そうしてこれはこうだとかああだとか決めつけるという行き方は間違ひではないか。各医療機関が適切な人的配置や設備というものを保持して、そうしてやっていると条件づくりをやはりしていく、そういう税制でなければならぬ、こう思うわけでありまして。

したがって、初めにもお断りしましたように、それが何%であるべきだというように決して私は申し上げておるわけではありませんが、そういう努力を税制面からもやはりなされていくべきではないか、そのことが結果としてほかの職種の人たちに比べて非常に税制上の不公平があるというところではこれは困るわけでありまして、そういう不公平が起らない、しかも皆が納得し得る、そういう医療というものをつくり上げていくための税制というものがやはり検討されないと、ただ現状の結果の平均値だけからものが考えられているとしたら、これは今後大きな禍根を残すことになるのではないかと、こう考えるわけでありまして。

この点、幾つか申し上げましたけれども、医療法人の問題、それからこの七二%の問題等を含めて、ひとついろいろな角度から御検討をお願いしたいと思つておるわけでありまして。

この問題はそれだけにしておきまして、次に少し交際費や寄付金の問題についてお伺いをいたします。

千四百五十九億円になっております。寄付金の方はいかがでございませうか。

○中橋政府委員 寄付金を法人が支出しました金額でございまして、四十七年度は七百五十九億二千九百九十九万円でございまして、四十八年度は千二百六十六億五千万円でございまして。

○坂口委員 交際費の方だけを見ましても、四十七年度が一兆三千二百五十五億円でございまして、四十八年度は一兆六千四百五十九億円で、非常に大きな額になっているわけでありまして、この委員会でも再三この是非については取り上げられていて、どこでございませうか、これは次官にお伺いしなければならぬと思つておるわけですが、こういうふうな交際費が使われていることに對してどのようにお考えになるか、ひとつ率直な忌憚のない御意見を伺いたいと思つておるわけですが。

○森(美)政府委員 交際費課税の問題は、御承知のとおり、何回となく毎年直しておるわけですので、現在のところはまあまあとこのところに来ておると思つておるわけですが。

○坂口委員 交際費について日本では四百萬円の定額控除とプラス資本金の千分の一でございまして、まあ無条件で経費として課税対象から外しているわけですね。しかもこの枠を超えた交際費の二五%は経費として扱っているわけですが、こうした制度がベターであるとはどうも考えられないわけでありまして。この四百萬円の定額控除、この根拠はどういうところにありますか。

○中橋政府委員 当初は、売上げに應じて業種別に交際費の限度額というものをいろいろつくつておりましたので、業種別の分類がなかなかとりにくいということから今日のようにな形にだんだんなってきたわけではございまして。

それで、今日の四百萬円という定額控除につきましては、三十六年度の改正におきまして初めて三百萬円というのをとつたものでございまして、そのときは、先ほど申しましたような前の交際費の否認方式からの移り変わりもございまして、いわば中小法人について余りきつくな

いようにというところから三百萬円というのを設定したわけではございまして。その後三十九年に大体この三割増ぐらいの程度で四百萬円というのを設定いたしました。その後だんだん否認割合をきつめてまいりましたし、資本金割合というものも四十九年度にきつてまいりましたが、この四百萬円というのを十年余り据え置いたことによりまして、むしろこの点についても強く課税をするという趣旨でそのまゝ据え置いたわけではござい

○坂口委員 交際費は、諸外国と比べましても日本はいかにゆるいことかということがわかるわけでありまして。アメリカあたりも完全な実額控除になっておるわけですが、御承知のように、イギリスや西ドイツもほぼアメリカと同じだというふうな習慣です。日本では商談と申しますか、そういう習慣の違いというところから温存されてきたのではないかとと思つておるわけですが、これはこの辺でひとつはつきりと決断をすべきときではないか。三木内閣が、新しい門出のときだ、こう言つておみえになるわけでありまして、この辺もひとつはつきり決断をして門出のときにすべきではないかと思つておるわけですが、次官、いかがでございませうか。

○森(美)政府委員 検討してみたいと思つておるわけですが、五年先の検討であつたり、十年先の検討であつては困るわけでありまして、検討をしていただくならもう早急に検討をしていただく、そして決定をしていただくかなやらないと思つておるわけですが。

初めにちょっと時間を取り過ぎましたので、しよつてお聞きをいたしますが、もう一つ、退職給与引当金の問題がございまして。この退職給与引当金は、会計上は退職者となつたときの額を引き当てるというものでありますが、商法上、税制の中でも認めないわけにはいかないというところではないかと思つておるわけですが、二分の一を認めているの根拠ですね、なぜ二分の一に押えているのかというところ。先ほどちょっと御議論がございましたけれども、ひとつ簡単にお願いをしたい。

○中橋政府委員 本来、退職給与引当金を設定いたしますれば、その事業年度にいわば勤務しました従業員につきまして、将来払うべき退職給与金の増加額を全部引当ててもしかるべきものでございます。また一方、そういうような要望をする向きもございますが、税制上はむしろ、その従業員がやがてある年限を勤め上げた後でやめるものでございますから、累積限度として二分の一を積み立てておきますれば、ほぼやめますまでに実際の支給金額に達するというところで、二分の一に制限をしておるわけでございます。

○坂口委員 いまの説明、わからないわけじゃないのですが、この辺も今後の課題としてひとつ検討をしていただきたいと思ひます。

それからもう一つ、急いで申しわけありませんが、農業生産法人の問題がございます。この問題も民社党の竹本委員でございましたが、前回お取り上げになったと思うのですが、農業生産法人の育成については、これは農林省自身が進めてきた政策ではないかと思ひます。しかるに、この法人の所有となる農地は、今回の特別措置の対象となっていない。このことに対して、矛盾があるのではないかというのがこの前の御質問ではなかったかというふうに私は記憶しているわけでございますが、その後この問題について省内でお話をお煮詰めになっておりましたら、どういふふうな状態になっているかということをお伺ひしたいと思ひます。

○中橋政府委員 あのとにもお答えしましたように、農業生産法人は必ずしも出資者が全員そのまま常時農業に従事するというにならないわけでございます。いわば個人農業経営者の延長線上にあるような出資者で、しかも農業に従事するような人につきましては、農業継続という判定をいたします場合にできるだけのしんしゃくをいたしましょうというのをあのときに申し上げたわけでございますが、申しわけございませんけれども、どういふものをそういうものとして規定をし、農業経営を恒常的に継続しておるものという

範疇に入れ得るかということについて実はまだ結論は出ておりませんけれども、この前にお答えしましたような線で、農業を個人でやっておると同じような形でもって、農業生産法人に参画をするというふうな場合につきましては、配應を何らかの形で政令上行えるということで検討をいたしておるところでございます。

○坂口委員 そういたしますと、一応特例の対象とする方向で検討をされているというふうに理解させていただいてよろしうございますか。それからもう一つ、結論が出ていないということでございますが、いつごろにこの結論が出るのかということもあわせてひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○中橋政府委員 できるだけそういう方向で検討をいたしておるところでございます。それで、それは政令でもってそういうことをやり得る余地がございますので、租税特別措置法の改正案が成立をいたしましたときには政令を同時に施行しなければなりませんので、そのときに内容を確定いたしたいと思っております。

○坂口委員 ありがとうございます。では、以上で終わります。

○上村委員長 次回は、明十九日水曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十八分散会

昭和五十年三月二十九日印刷

昭和五十年三月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W